

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ

書類番号
15

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日から、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

また、利用開始時に必要となる仮 ID・パスワード及びマニュアルを送付いたしますので、是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。（従来通り、紙での申請も可能です）

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

【裏面あり】

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4月1日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

平日 9時から20時まで

土日祝日 10時から17時まで

6 自治会町内会ポータル ログインページ

(1) 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

(2) ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



7 添付資料

(1) 仮ID・パスワード

(2) 自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル

(3) 自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル

瀬谷区地域振興課 鈴木(正)・倉持
電話：367-5691 FAX：367-4423
E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

見本

自治会町内会ポータル 仮 ID・パスワード

1 自治会町内会名 ○○自治会

2

初期 ID	12345-abcd-67890
パスワード	AbcDeFGHi jk l

横浜市自治会町内会ポータル

～①本登録マニュアル～

①本登録マニュアル（仮ID／仮パスワードから登録する）

※自治会町内会の代表者一名が本登録をすれば、その他の利用者を招待できます。代表者のみの作業で問題ありません（招待の方法は、②利用者追加マニュアル参照）

ご注意 ⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- 配布された「仮ID／仮パスワード」でログイン
- ご自身のメールアドレスを登録し、確認メールで完了
- 以後は「メールアドレス＋パスワード」でログインできます

準備するもの

本登録を始める前に、次の3つをご用意ください

① 仮ID／仮パスワード（紙で配布）

区から配られた用紙をご用意ください。

② メールが受け取れる端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ メールアドレス

ご自身で確認できるメールアドレスをご用意ください。

全体の流れ（5ステップ）

仮ID/仮パスワード → メールアドレス登録 → 確認メール → パスワード設定（本登録） → 本登録完了

- 1 仮ID／仮パスワードでログイン
- 2 メールアドレスを登録
- 3 確認メールを受け取り、リンクを開く
- 4 パスワードを設定（本登録）
- 5 登録完了画面を確認

困ったら：この資料の末尾「FAQ」をご覧ください

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-1

【手順】

- ① 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル 検索

- ② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



- ③ 赤枠の「仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら」のボタンを押します。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

パスワード*

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-2

【手順】

③ 仮ユーザー認証という画面に切り替わり次第、「仮ユーザー名」「仮パスワード」を入力します。

※仮ユーザー名と仮パスワードは、R8年3月下旬に、区役所から自治会町内会宛てに送付しています。

④ 「次へ」ボタンを押します

入力のコツ

- ・大文字／小文字の区別がある場合は、紙のとおりに入力

【画面イメージ】

仮ユーザー認証

管理者から発行された仮ユーザー情報を入力してください

仮ユーザー名*

(例) 10001-cell-000

管理者から発行された仮ユーザー名を入力してください

仮パスワード*

.....

管理者から発行された仮パスワードを入力してください

次へ

手順2：メールアドレスを登録する

確認メールが届くアドレスを入力します

手順2

【手順】

- ① ご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「登録メールを送信」を押します。
- ③ メール送信完了画面が出ます。

注意（入力ミスを防ぐ）

- ・ @ の前後に空白が入らないように
- ・ 最後が「.com」「.jp」など、正しいか確認

【画面イメージ】

メールアドレス登録

登録対象を確認して本登録用のメールアドレスを入力してください

登録対象
鶴見区-〇〇地区連合会
鶴見区

メールアドレス*

本登録用のリンクをこのメールアドレスに送信します。

登録メールを送信



メール送信完了

ご登録いただいたメールアドレスに、本登録用のリンクを送信しました。
メールに記載されたリンクをクリックして、本登録を完了してください。

※ リンクの有効期限は24時間です。
※ メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。

トップページへ

手順4：パスワードを設定して本登録

次回以降のログインに使うパスワードを決めます

手順 4

【手順】

- ① 新しいパスワード（任意）を入力
※パスワードは8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合でお願いします。
- ② もう一度同じパスワードを入力
- ③ 「登録する」を押します

注意点

- ・ 推測されやすいもの（生年月日など）は避ける

パスワード設定

本登録

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

メールアドレス: example1@example.com

氏名とログイン用のパスワードを設定してください。

氏名*

自治会 太郎

パスワード*

.....

8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合

パスワード(確認)*

.....

登録する

手順5：登録完了・次回からのログイン

本登録が終わったら、メールアドレスでログインできます

手順5

✓ 本登録が完了しました

仮登録後は自動でログインされます。

この後別途マニュアルに従って申請手続きを進めてください。

後日再ログインする際は、メールアドレスと設定したパスワードが必要となります。

次回から必要になるもの

- ご自身のメールアドレス
- 設定したパスワード

【次回ログイン画面】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

example1@example.com

パスワード*

.....

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

2回目以降は、
設定したアドレスとパスワードでログインします。

よくある質問 (FAQ)

よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 仮ID／仮パスワードでログインできません

A. まず入力ミスが多い部分を確認します。

- ・大文字／小文字、数字を正確に入れているか、再度ご確認をお願いします。

Q2. 確認メールが届きません

A. 「迷惑メール」などのフォルダを確認します。

入力したメールアドレスが正しいかも見直してください。

それでも届かない場合は、別のメールアドレスで試すか、区の担当者にご相談ください。

Q3. 仮ID／仮パスワードをなくしてしまったら？

A. 再度、区の担当者に発行依頼をしてください。

Q4. 仮ID/仮パスワードはいつまで保管をしておけばよいのでしょうか

A. 一度本登録に使用いただいた、仮ID/PWは、再利用できないため保管不要です。本登録が終わったタイミングで、**破棄**していただいて問題ございません。また、**仮ID/仮パスワードを**、複数人で使いまわすこともできません。代表者の変更等で、仮ID/仮パスワードが再度必要な場合は区の担当者へご連絡ください。

Q5.代表者だけでなく利用メンバーを追加したい

- A. 代表者向けにお送りしている、【②利用者追加マニュアル】を確認いただき、手順に沿って追加が可能です。

横浜市自治会町内会ポータル

～②利用者追加マニュアル～

②利用者追加マニュアル

※①本登録マニュアルで作業をいただいた後に、
代表者が利用者の追加をすることができます。

ご注意 ⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- 代表者としてログインし、必要なメンバーを追加することができます。
- メンバーの追加は、管理者（全ての操作が可能）とメンバー（一部の操作が可能）の2パターンで招待可能です。

① ログインID・パスワード

【①本登録マニュアル】で作成した、ログインIDとパスワードが必要です。

② 端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ 招待する方の情報

メールアドレス、氏名（姓・名）、役職（会長/副会長/会計など）

全体の流れ（3ステップ）

ログイン→トップページのメニューからアカウント追加→メンバー招待

- 1 ご自身で作成したIDとパスワードでログイン
- 2 トップページからアカウント管理をクリック
- 3 招待したいメンバー情報を入力

手順1：ID／パスワードでログイン

ご自身で作成されたIDとパスワードでログインをします。

手順1

【手順】

①横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

②ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



③ご自身で作成されたID（メールアドレス）とパスワードを入力します。

④アドレス、パスワードがいずれも正しいことを確認し、ログインボタンを押してください。

【画面イメージ】



横浜市自治会町内会ポータル
オンライン申請システム

example1@example.com

XXXXXXXX

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

【手順】

- ① トップページ右上の三本線（赤枠）をクリックします。
- ② 三本線をクリック後、アカウント管理メニューをクリックします。すると、次ページのように、画面が遷移します。



【手順】

- ① 画面が遷移したら、【+招待する】ボタンをクリックします。
 - ② 招待したい方を入力する画面に遷移するので、上から順に入力をお願いします。すべて必須項目となります。（名前・メールアドレス・役職・ロール）
 - ③ すべて入力ができたら、送信するボタンをクリックしてください。
- ※アドレスの入力ミスで、招待できないというお問い合わせがよくありますので、今一度ご確認ください。

【役職 と ロール の違い】

役職：自治会町内会での立場（会長、副会長など）

ロール：システムの権限（管理者／メンバー）

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

招待する

【招待画面】 アカウントの招待

下記メールアドレスに招待リンクが送信されます。

氏名(漢字)
姓* 横浜 名* 太郎

メールアドレス
メールアドレス* example@example.jp

役職
役職 副会長

ロール
ロール 管理者

キャンセル 送信する

招待後の流れ

【手順】

①招待が完了したら、招待をした方にメールが届いているかを確認してください。

②その後、招待相手がメールからリンクをクリックして、自身でパスワードの設定を行い、メンバーの追加が完了となります。
追加ができると、右図の赤枠のように一覧に追加されたことを確認できます。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

ホームへもどる

メンバーの情報を編集したい

【手順】

①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。

②編集、削除のメニューが現れるので編集ボタンをクリックすると、最初に招待した時の入力画面が現れるので、適宜修正が可能です。修正箇所を入力して決定ボタンを押せば、変更が完了です。

The screenshot displays the 'Account Management' (アカウント管理) page. At the top, there is a navigation bar with 'Home', 'Notifications', 'Help', and 'User Profile' (鶴見区第一自治会 管理者). Below this, the 'Account Management' section features a table of members. A red box highlights the vertical ellipsis menu (⋮) at the end of the row for the member 'Tanaka Ichiro' (田中 一郎). A red arrow points from this menu to a detailed 'Account Edit' (アカウントの編集) form. This form includes fields for 'Name (Kanji)' (田中 一郎), 'Email Address' (tanaka@example.com), 'Role' (Accountant), and 'Role' (Administrator). A red box highlights the 'Edit' (編集) button in the top right corner of the form, with another red arrow pointing from it to the 'Edit' button in the table's menu.

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

アカウントの編集

2025/9/8 10:15:00

氏名(漢字)
姓 名
田中 一郎

メールアドレス
メールアドレス
tanaka@example.com

役職
役職
会計

ロール
ロール
管理者

キャンセル 決定する

編集
削除

メンバーの削除をしたい

【手順】

- ①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。
- ②編集、削除のメニューが現れるので削除ボタンをクリックすると、最終確認メッセージが出ます。
- ③削除したいメンバー情報に誤りがないことを確認したら、削除するボタンを押せばメンバーの削除が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ		
<input type="checkbox"/>	管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/>	役員	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
<input type="checkbox"/>	メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

1 / 1

ホームへもどる

メンバー 会計 田中 一郎 tanaka@example.com 2025/9/8 10:15:00

編集
削除

アカウントの削除

下記1件のアカウントを削除してよろしいですか？

メンバー
田中 一郎
tanaka@example.com
2025/9/8 10:15:00

キャンセル 削除する

よくある質問 (FAQ)

Q1. 招待メールが届いていないようです。

A. 迷惑メールを確認してもらい、それでも届いていないようであればメールアドレスの入力ミスがないか見直します。必要なら、もう一度招待を送ります。

Q2. 招待するボタンがありません。

A. 「管理者」ロールでログインしているか確認します。管理者でない場合は、管理者の方に依頼してください。

Q3. まちがったアドレスに招待メールを送ってしまった

- A. まずは、区の担当者へご連絡をしてください。会員以外のメンバーがログインできないように、招待リンクを無効化いたします。

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

書類番号
16

1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

別紙

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先	R7 瀬谷区実績
<p>拡充 資料1</p> <p>地域防犯カメラ設置補助金</p>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末	地域振興課	6台 （3団体）
<p>例年同 資料2</p> <p>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</p>	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社 （予定） 電話 451-7740	8件 （6団体）
<p>例年同 資料4</p> <p>地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可</p>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	地域振興課	
<p>例年同 資料4</p> <p>地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可</p>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	地域振興課	
<p>例年同</p> <p>自治会町内会館整備費補助金</p>	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	<p>※9年度整備に向けた事前申出</p> <p>4～6月 （予定）</p>	地域振興課 （4月区連会にて案内）	
<p>例年同 資料5</p> <p>町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可</p>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月	総務課	
<p>例年同 資料3</p> <p>LED防犯灯新規設置事業 ※ポータル申請可</p>	自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設	4～6月	地域振興課	
				11灯 （5団体）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



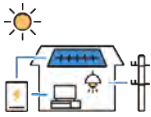
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



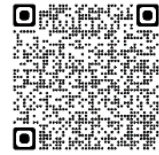
4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和 8 年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム (GIS) で解析し、市 (区) からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 瀬谷区地域振興課 電話045-367-5699
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

区連会3月説明資料
令和8年3月18日
瀬谷区地域振興課

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

瀬谷区役所地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金関係書類の御提出について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、御尽力を賜り篤く御礼申し上げます。
さて、4月から新年度を迎えるにあたり、次のとおり補助金関係書類の御提出をお願いいたします。

【提出書類、報告・申請期限】

※ 総会資料も併せてお持ちいただくと手続きがスムーズです

1 令和7年度 補助金関係報告書類

- (1) 令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書（総会資料の写しでも可）
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費内で、1件10万円以上の支出にかかる領収書のコピー

2 令和8年度 補助金関係申請書類

- (1) 令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（総会資料の写しでも可）
- (3) 収支予算書
- (4) 規約（昨年度から変更があった場合）
- (5) 防犯灯関連資料（領収書及び内訳書の写しほか）（4月1日現在、自治会・町内会が所有している灯数が確認できる書類が必要です）

3 口座振替依頼書

令和8年度

- ・地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金
- ・「町の防災組織」活動費補助金
- ・広報紙配布謝金（議会だよりを含む）

を振込するため、振込先口座を記入しご提出ください。

裏面あり

4 報告・申請期限

令和8年6月30日(火)【厳守】

※期限を過ぎた場合には、補助金の交付ができない場合があります。

※ 自治会町内会ポータル（オンライン）による報告・申請

令和8年4月1日より、自治会町内会ポータル（オンライン）が開始されます。別途お知らせする自治会町内会のIDとパスワードでポータルにログインし、現況届・口座振替依頼書・(上記)補助金関係書類の提出をオンラインで手続きすることも可能です。

【説明会・休日受付】

5 説明会の開催について

自治会町内会役員(会長、会計担当)の方に向けた補助金制度の説明会を、2回開催します(同一内容)。必要に応じて、どちらかへご参加ください。

(1) 日時・場所：第1回 5月14日(木) 19:00~20:00 (区役所5階大会議室)

第2回 5月27日(水) 19:00~20:00 (区役所5階大会議室)

(2) 申込開始：4月21日(火) 13:00から

(3) 申込先：地域振興課 電話：367-5691

※ 自治会町内会ごとにお申込みください。

※ 各日先着40名(各自治会町内会3名以内)

6 各種補助金関係書類の休日受付について

「地域活動推進費補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」について、昨年度に引き続き申請書類の休日受付を行います。

受付日は、5月30日(土)、6月13日(土)を予定しています。詳細については、決定次第お知らせいたします。

担当：地域振興課地域活動係

鈴木(正)・守屋

電話：367-5691

（報告先）
瀬谷区長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和7年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額×3分の1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください）

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

区名	整理番号

令和7年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	決算額	摘	要
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)
2	地域活動推進費			区役所から交付を受けた地域活動推進費
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数	× 12 か月 = 0 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)
4	事業収入	0		円 円
5	寄付金、祝金等	0		円 円
6	会館使用料	0		円 円
	その他			円 円
	団体交付金・謝金	0		円 円
	利息・その他雑入	0		円 円
7	前年度からの繰入金	0		円 円
収入合計		0		

○支出の部

項 目		決算額	摘 要								
事務費	1 会議費	0			円			円			円
	2 事務費	0			円			円			円
	3 人件費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象経費①+②=③		0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て)= </div>								
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円
補助事業費 小計 ④		0									
その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 その他	0			円			円			円
その他 小計 ⑤		0									
次年度への繰越金 ⑥											
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		0									

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

瀬谷区長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

①事業計画書

②収支予算書

③団体の規約

④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し

②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し

③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、口にチェック（✓）をしてください。）

加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。

地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。

上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。

申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区名	整理番号

令和8年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	予算額	摘	要	
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
2	地域活動推進費	0		次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 900 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 0 円の3分の1(10円未満切捨て)	
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯	
補助金					
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 0 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)		
4	事業収入	0	円 円 円 円 円 円		
5	寄付金、祝金等	0	円 円 円 円 円 円		
6 その他	会館使用料	0	円 円 円 円 円 円		
	団体交付金・謝金	0	円 円 円 円 円 円		
	利息・その他雑入	0	円 円 円 円 円 円		
7	前年度からの繰入金	0	円 円 円 円 円 円		
収入合計		0			

○支出の部

項 目		予算額	摘 要								
事務費	1 会 議 費	0			円			円			円
	2 事 務 費	0			円			円			円
	3 人 件 費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象予定経費①+②=③		0									

補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円

補助事業費 小計 ④		0									
------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 予備費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円

その他 小計 ⑤		0									
----------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

支出合計 (③+④+⑤)		0									
-----------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

整理番号

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長

横浜市瀬谷区長

(申出者)

所在地

団体名

代表者職・氏名

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所
預金種目	1 普通	2 当座	支所
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

委任者 所在地(申出者と同じ)

団体名

代表者職・氏名

印

受取人 所在地または住所

(受任者)

団体名

職・氏名

※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 金融機関、口座名義人等の欄には、**団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。**
- 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

整理番号

口座振替依頼書

〇年 〇月 〇日

横浜市長
横浜市瀬谷区長

(申出者)

所在地 瀬谷区二ツ橋町190番地

団体名 せや自治会

代表者職・氏名 瀬谷 せやまる

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	瀬谷	銀行 信用金庫 農協	瀬谷	支店 出張所 支所
預金種目	1 普通	2 当座		
口座番号	1234567			
フリガナ	セヤジチカイ カイケイ ミツキョウ コノハ (通帳に記載されているとおり記入してください)			
口座名義人	せや自治会 会計 ミツ境 このは			

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

委任者 所在地(申出者と同じ)

団体名 せや自治会

代表者職・氏名 会長 瀬谷 せやまる

瀬谷 印

受取人 所在地または住所 瀬谷区三ツ境153番地7

(受任者) 団体名 せや自治会

職・氏名 会計 ミツ境 このは

※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

令和8年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

(自治会町内会・地区連合町内会)

令和8年3月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

<目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2 ページ
---------------	---------

<令和7年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8 ページ
事業実績報告書 作成例	5～6 ページ
収支決算書 記入例	7～8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

<令和8年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20 ページ
事業計画書 作成例	15～16 ページ
収支予算書 記入例	17～18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21～23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和7年度と同じ手続きと なりませす。 3～12ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

<参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26 ページ
申請書類の提出方法について	27 ページ
申請チェックリスト	29 ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	900円×加入世帯数	公益的活動に係る事務費・事業費 (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円 (基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

<補助対象経費の例>

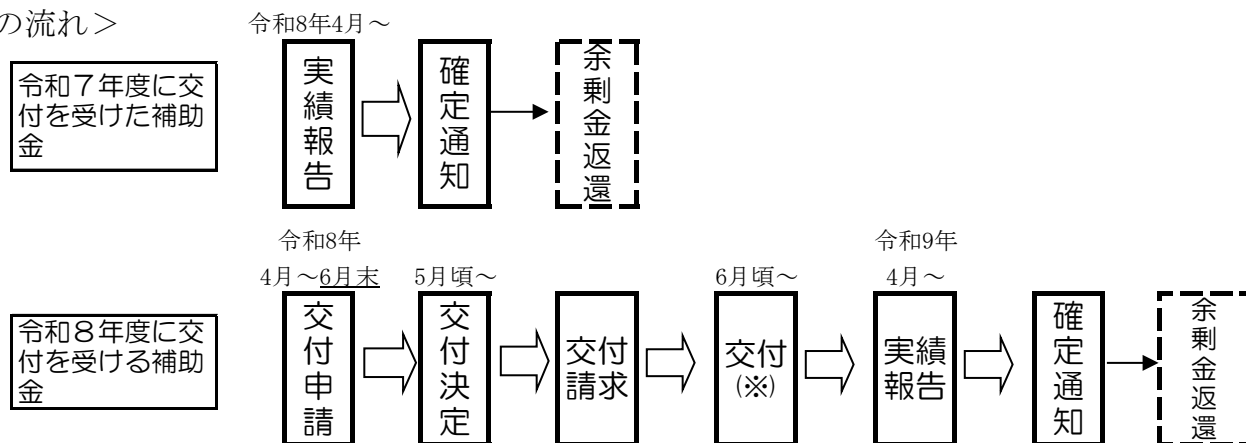
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手続の流れ>



(1) 交付申請（手続の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

- ※ 令和7年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和8年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
(令和7年度活動実績報告書と令和8年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)
- ※ 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。
- ※ 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について**<加入世帯数の把握>**

- ・ **補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。**

- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。確認作業をした上で、交付申請書（第1号様式）内にある「加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。」にチェックをしてください。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、**年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。**（補助金要綱で義務付けられています。※1件あたり10万円未満で提出を省略した領収書も同様に保管が必要です。）
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求等があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和7年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和7年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合があるほか、令和8年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄を記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄を記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

（報告先）

区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜自治会町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜地区連合町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

「申請にあたっての確認事項」について、確認を行い、をしてください。

令和7年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和8年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名
1月	防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和7年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気にも恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和7年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と記載します。

項 目	決算額	摘 要
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	99,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)900円×110世帯=99,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	90,000 横浜市から交付を受けた自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	260,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	118,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000 他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350 他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50 利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	347,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計	1,554,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
 例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施した省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
補助事業費 小計 ④		183,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交歓会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	200,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		330,000	
次年度への繰越金 ⑥		133,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,554,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和7年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書(第8号様式)と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和7年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和8年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「①で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。
（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「④で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例＞

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
(交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p>A (補助対象経費-120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	地域活動推進費	850,000	
2	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
5	団体交付金	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜余剰金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 (1,020,000円-120,000円)×3分の1 =300,000円(A)</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 300,000円+120,000円=420,000円 (A+B)</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 850,000円-420,000円=430,000円</p> <p><u>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
補助対象予定経費①+②=③			1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
850,000円-100,000円=750,000円

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和7年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和7年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

(参考)

第8号様式 (第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和8年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和8年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A 900円×加入世帯数
- B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A 170円×加入世帯数＋5万円
- B {補助対象経費（事務費＋事業費）－基礎的支援費（12万円）} ×3分の1

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和3年度～令和7年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

(7) 申請にあたっての注意

申請にあたっては、P.29チェックリストの内容について確認の上で提出をお願いします。

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

<自治会町内会の場合>

A $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

B 補助対象経費(事務費+事業費) $\times 3$ 分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入して
ください。(十円未満切捨)

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円
《積算内訳》
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)
灯 $\times @2,200 \text{円} =$

部分のとおりに、加入世帯数は
補助金の算定に使用します。4月1
日現在の加入世帯数を記入してく
ださい。

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係 (実績報告書)

- ①自治会町内会等の支社各々の地域防犯灯電気料

「申請にあたっての確認事項」について、
確認を行い、をしてください。

<地区連合町内会の場合>

A $170 \text{円} \times \text{加入世帯数} + 50,000 \text{円}$

B {補助対象経費(事務費+事業費) - 120,000円} $\times 3$ 分の1

C 120,000円(基礎的支援費)

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた
金額を記入してください。(十円未満切捨)

* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と
Aを比較して低い方の金額を記入してください。
(十円未満切捨)

4 申請にあたっての確認事項 (以下について確認を行い、にチェック()をしてください。)

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和8年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和8年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和9年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和8年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）

5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和8年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和8年4月1日～令和9年3月31日」と記載します。

項 目	予算額	摘 要	
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例)300円×100世帯×12か月 内訳:会費世帯100、会費免除世帯10	
2 補助金	地域活動推進費	99,000	<自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 900円×加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A : 900円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 99,000円 B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、99,000円を記入します。
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	180,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
			上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。	
その他	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	357,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
収入合計	1,357,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)に記載した加入世帯数部分【当手引P14参照】が一致しているか、確認をお願いします。

それぞれの補助金の申請書に記載する申請金額と同額にしてください。

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください。)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	235,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施する省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
補助事業費 小計 ④		283,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	5,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字等
	6 予備費	131,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		266,000	
支出合計 (③+④+⑤)		1,357,000	

地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。
複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
 (加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p>A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p>
2	地域活動推進費	850,000	
補助金	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 =730,000円</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円-120,000円)×3分の1 =1,000,000円</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) < 1,000,000円(B)</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円</p> <p><u>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	：			
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

区 長

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （補助金額）

灯×@2,200円＝ 円

3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当：

TEL

—

2 交付請求 ～令和8年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書（第5号様式）、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

* 令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和8年度の補助金交付を保留することとなります。

* 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。
（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

* **請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

* 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

* 委任者の欄に、代表者職・氏名等を記載し、代表者印を押印します。

受任者の欄に、所在地・団体名・職・氏名等を記載します。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 _____ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

※交付決定通知書の写しを添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号	
------	--

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市
横浜市 区長

(申出者)

口座名義人と代表者が異なる場合は、請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所 支所
預金種目	1 普通	2 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人が会長（代表者）以外の方の場合、必ず記入してください。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

委任者 所在地(申出者と同じ)

 団体名

 代表者職・氏名 印

受取人 所在地または住所

 (受任者) 団体名

職・氏名の欄は、
会計 ○○ □□□
などと役職名と氏名を記入してください。 ※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうへ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

3 執行上の留意点 ～令和8年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） 備品代（会議テーブル、椅子等） 消耗品代（紙、鉛筆等） 電話代、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> アルバイト賃金 役員手当 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> 会館借上費 会館光熱水費 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） 会館設備点検費 会館耐震診断費用 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 交通安全活動経費 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） 防犯活動経費 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 盆踊り大会開催費 運動会、スポーツ大会開催費 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） 給食、配食サービス経費 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 広報活動費 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） 祝金（入学、成人、敬老等） 賀詞交換会（開催費、参加費） 裁判費用（弁護士費用等） 金券類 宿泊費
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 防犯協会、体育協会分担金 その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会費、親睦会費 新年会費、忘年会費 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> 寄付金 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 積立金 予備費 次年度への繰越金 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ 地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、用途が補助対象外経費となる飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外とします。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

(例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など)

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用(懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等)は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

○他団体への会費や共催・協賛事業負担金の取扱い

地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費ですが、その用途が飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外です。

申請書類の提出方法について

申請書類は、各区地域振興課あて、以下の方法で提出いただけます。

なお、負担軽減・デジタル化の観点から、

可能な範囲で、自治会町内会ポータルシステムでの提出にご協力をお願いします。

【申請書類の提出方法】

- (1) 自治会町内会ポータルシステムでの提出
- (2) 窓口への持参

自治会町内会ポータルの使用方法等は、3月区連会でご案内します自治会町内会ポータル操作マニュアルをご覧ください。

◆地域活動推進費補助金申請チェックリスト◆

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体が実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。

令和8年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」
申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和8年3月

瀬谷区役所 地域振興課

TEL：367-5691 FAX：367-4423

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和8年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たし、電気事業者から電力の供給を受けるもののうち、次に示すどちらかとなります。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成29年4月1日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

3 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 定額の年 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

また今年度より自治会ポータルにて申請が可能となりました。地域活動補助金と併せて申請ができる便利なものとなっておりますので、ご活用ください。活用が難しい場合は、これまで通り紙媒体での提出も可能です。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続はありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続はありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」(p.6.参照)
この申請書に、次の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

【注】東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、公衆街路灯契約の「一括前払契約」が廃止となっています。

（参考）東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsu_minaoshi_2024.html

4月以降の防犯灯の契約内容	
まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみまたは接続した鋼管ポールが一列のみ1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
<ul style="list-style-type: none"> 「電気料金等領収証」(4月分)のコピー 「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー 鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。

「電気料金等領収証」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.6～7です。

＜上当てはまらない場合＞

- 地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に必要となる書類一覧＞
<ul style="list-style-type: none"> 電気料金等領収証(4月分)のコピー 電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば) 地域防犯灯位置図 <p>※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、毎年度、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- p.1の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- 補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：**令和8年6月30日(火)**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：瀬谷区地域振興課 TEL：367-5691 FAX：367-4423

※自治会町内会ポータル(オンライン)でも手続きできます。

【紙媒体でご提出の自治会用】参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約

内容を確認の上、チェックしてください。

② 自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し

③ _____ の他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。

~~地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。~~

~~上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。~~

~~申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。~~

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

(2) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できるWeb サイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和7年3月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇自治会様

年 月 分	金 額
29年5月	12,345 円
うち消費税等相当額	(587円)

左記金額を口座振替により領収させていただきます。

号
号
町内会 様
〇〇〇〇〇〇

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約名義 〇〇〇〇〇町内会様
ご使用 横浜市 〇〇区
場 所 〇〇町 〇丁目
〇番(地) 号
律 号

ご契約種別	*****	ご使用期間	月 日 ~ 月 日
ご契約	*****	ご使用量	kWh
*****	*****	うち夜間ご使用量	kWh
*****	*****	*****	*****

772(代)
株式会社

契約者の名義欄です。
(自治会町内会やその代表者)

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
		5時間通電		通電制御型
ご契約	*****	*****	*****	*****
定額負担設備	10W	20W	40W	60W
				100W
				その他

(お知らせ)
○本状に添付してご不明な点がございましたら、左記の顧客番号をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

ご請求金額に消費税が加算される場合は、弊社ホームページをご覧ください。
〒100-0001 東京都千代田区千代田

3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (3) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

年月分 電気料金集約分内訳表												店所番号701	1項 1
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用) お客さま番号	種別	契約容量						計量による金額 金額(円)	金額	
					10	20	40	60	100	200			
〇〇〇〇〇〇		02	06809 - 98765 - 5 - 00	0									
〇〇〇〇〇〇		02	22032 - 20323 - 0 - 00	0									
〇〇〇〇〇〇		02	22359 - 98753 - 6 - 00	0									
〇〇〇〇〇〇		02	94593 - 36329 - 5 - 00	0									
〇〇〇〇〇〇		02	23849 - 43029 - 3 - 00	0									
様													
様													
様													
231-0000 ヨコハマシ	〇〇ク												
〇〇チョウ													
〇-													
定額電灯の 合計	地区番号	ご契約口数	10 W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W		
		5	1	5	2								
領収証(振替送付) お支払人氏名	〇〇〇〇〇〇	02	22032 - 20323 - 0 - 00								12,345		

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、**東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター**にお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

電話番号：0120-995-001

※0120 番号をご利用にならない場合 03-6374-8936 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは？

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは？

A. 半年又は一年の期間分の電気料金を先に一括して支払う契約でしたが、東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、すでに廃止となっています。
(参考) 東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsuminaoshi_2024.html

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか？

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。
上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続きにつきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯(ESCO事業で設置した防犯灯を含む)については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り(故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等)は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・瀬谷区地域振興課 電話045-367-5699
- ・市民局地域防犯支援課 メールアドレス sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

*お知らせいただきたいこと

①管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照)

※管理番号は、必ずご確認ください。







②電柱番号、住所及び目標物

③不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)

⑤不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
黄色のプレートが付いています。	黄色のプレートか銀色のシールが付いています。
	
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第 11 条のとおり、地域防犯灯の数や設置場所を地図にまとめるなど現状把握に努めていただくとともに、日常の見守り（故障の発見、繁茂した草木の除去等）、電気料金の支払い、故障時の修繕等は、全て、自治会町内会の皆様に行っていただきます。

（維持管理の遂行）

第 11 条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、地域防犯灯の効果的な照明に留意し、その維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、維持管理する地域防犯灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり大きく傾いたりするなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

自治会町内会長 各位

瀬谷区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の
令和8年度交付申請及び令和7年度活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金事業を実施いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請・報告の手続きをお願いいたします。

提出期限：令和8年6月30日（火）まで ※厳守

送付書類

- (1) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

【連絡事項】

○交付申請及び実績報告を行う際、自治会・町内会の予算・決算書類の提出が必要ですが、地域活動推進費補助金の手続きで、区地域振興課に予算・決算書類を提出している場合は、予算・決算書類等の総務課への提出を省略できます。

○地域活動推進費補助金の交付等決定を踏まえて、「町の防災組織」活動費補助金の交付等手続きを行います。本補助金の交付等決定は、地域活動推進費補助金交付決定後となります。

○「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」が合うように御記載ください。

○交付申請書及び実績報告書の所在地欄には、【代表者の住所】を御記入ください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：総務課地域防災担当
安達、立塚、橋本、間宮
TEL：367-5611
FAX：366-9657

（申請先）
瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			TEL ()
メールアドレス			

8 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

8 年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。			
A 申請世帯数		世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。			
B 申請金額		A × 160円 = 円	
支出内訳【実施計画 (8 年4月～ 9 年3月実施事業)】			
事業項目	活動内容 (複数選択可)		支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
食料・資機材等の購入	品目	数量	
その他			
支出額合計			円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	

（報告先）

瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
TEL	()		
担当者			
TEL	()		
メールアドレス			

7 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

7 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（7 年4月～ 8 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量
その他					

※ 1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額 円

7 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和8（2026）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課


* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
《申請・請求編》		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
《報告編》		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。


- 申請書 1 部
- 事業計画書 1 部 ※
- 収支予算書 1 部 ※
- 団体の規約 1 部 ※
- その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部


(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- 請求書 1 部
- 口座振替依頼書 1 部 ※
- 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 報告書 1 部
- 活動実績報告書 1 部 ※
- 収支決算書 1 部 ※
- その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和8(2026)年度補助金交付申請書 令和7年度実績報告書	令和8(2026)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和8(2026)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和8(2026)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<u>310</u>	310	49,600
B自治会(<u>400</u>)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和8(2026)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和8(2026)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条)
(申請書)
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

①団体名は正確に記入しましょう。

団体名 港町自治会
所在地 〒 231 - 0017
中区港町1-1ハイブ港町4号棟205号
横浜 花子
TEL (671) 2011
TEL ()
XXXXXXXX-XXXX@XXXX.CO.JP

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名(ゴム印等)のみで捺印は不要です!!

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜府令第130号)及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯 (4月1日現在)
※申請世帯数は広域配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画(年4月～ 年3月実施事業)】

事業項目	活動内容(複数選択可)	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 区の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・備蓄材等の購入	品目 水缶缶詰 数量 30箱	
	ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書 港町自治会

○会計年度 自 平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,286,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	68,300
5 寄付金・祝金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○支出の部

項目	予算額
1 会議費	80,000
2 事務費	65,000
3 人件費	60,000
4 会館(会場)借上料	0
5 会館光熱水費	160,000
3 社会教育事業費	120,000
4 レクリエーション費	320,000
5 福利厚生事業費	140,000
6 文化事業費	150,000
7 その他	0
事業費 小計 ②	959,840
補助対象予定経費①+②=③	1,544,840

補助金の内訳

項目	金額
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
補助事業費 小計 ④	239,000

支出の内訳

項目	金額
1 会館建設・修繕積立金	150,000
2 交際費	30,000
3 慶弔費	25,000
4 懇親会費	15,000
5 寄付金・募金	30,000
6 予備費	107,524
7 その他	0
その他 小計 ⑤	357,524
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364

ポイント

- 申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
- 申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700円 × 加入世帯数 426世帯 (会費会員+減会会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12灯 × 2,200円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160円 × 1,000世帯

申請書「B 申請金額」と同額が確認をお願いします!!

⚠ 申請額未満の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電費代 19,000円 防犯灯の点検・点滅・修理費 30,000円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000円 防災資機材購入 40,000円 チラシ等作成費 5,000円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり(○○公園) 定期清掃(25日)
5月	こどもフェスティバル(△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃(25日)
6月	第2回班長会 防災訓練(14日 第二公園) 定期清掃(25日)
7月	防犯パトロール(下旬) 定期清掃(25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃(25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃(25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃(25日)
11月	定期清掃(25日)
12月	防犯パトロール(中旬) クリスマス会 定期清掃(25日)
○◇年1月	餅つき大会(初旬) 地域防災拠点訓練(17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃(25日)
2月	第5回班長会 定期清掃(25日)
3月	予算総会 定期清掃(25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていない必要があります。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材（防災倉庫・AED等）を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所（がけ地、倒木危険箇所等）を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、訂正箇所に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q （申請書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先についてはP.23をご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会		
所在地	〒 231 - 0017	中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号	
代表者名	横浜 花子		
	TEL (671) 2011		
担当者	危機 太郎	TEL ()	
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp		

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~231号~~ 4号 棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○○年△△月××日

② 港町自治会

③ 横浜 花子

④ 160,000 円

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

①提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。

③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。
提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

町内会活動費補助金請求書(町内会・自治会用)

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下記に口座情報をご記入ください。
次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジツカカイ カイワイクアントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 出張所 信用組合 支所 農業協同組合 支所
預金種目	① 普通 ② 当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺欄が必要です。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名: 横浜 花子 (印鑑)

① 正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】
1 代表者が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※ 請求書と同一の印鑑を使用してください。
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を併添して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

第6号様式② (町の防災組織活動費補助金交付定額算出表第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(請求先) 区長

〇〇年△△月××日

①提出の日付を記入ください。

②代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

【注意】
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

【注意】
印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

請求金額	③ 160,000	円
※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。		
(フリガナ)	ミヅトチヨウジヨウタンカンリクミアイ カイタイ サクラチ マチコ	
口座名義人	④ 港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	④ 横浜みなど	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合 出頭所 支所
預金種目	④ 1普通	2当座
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: ⑤ 横浜 太郎 (印)

最後にチェック!!

- 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)
- 記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑を重ね印を押してください。
- また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。


2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに困ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ ケイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 出張所 支所 信用組合 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- ・「ヶ」と「ケ」
- ・フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

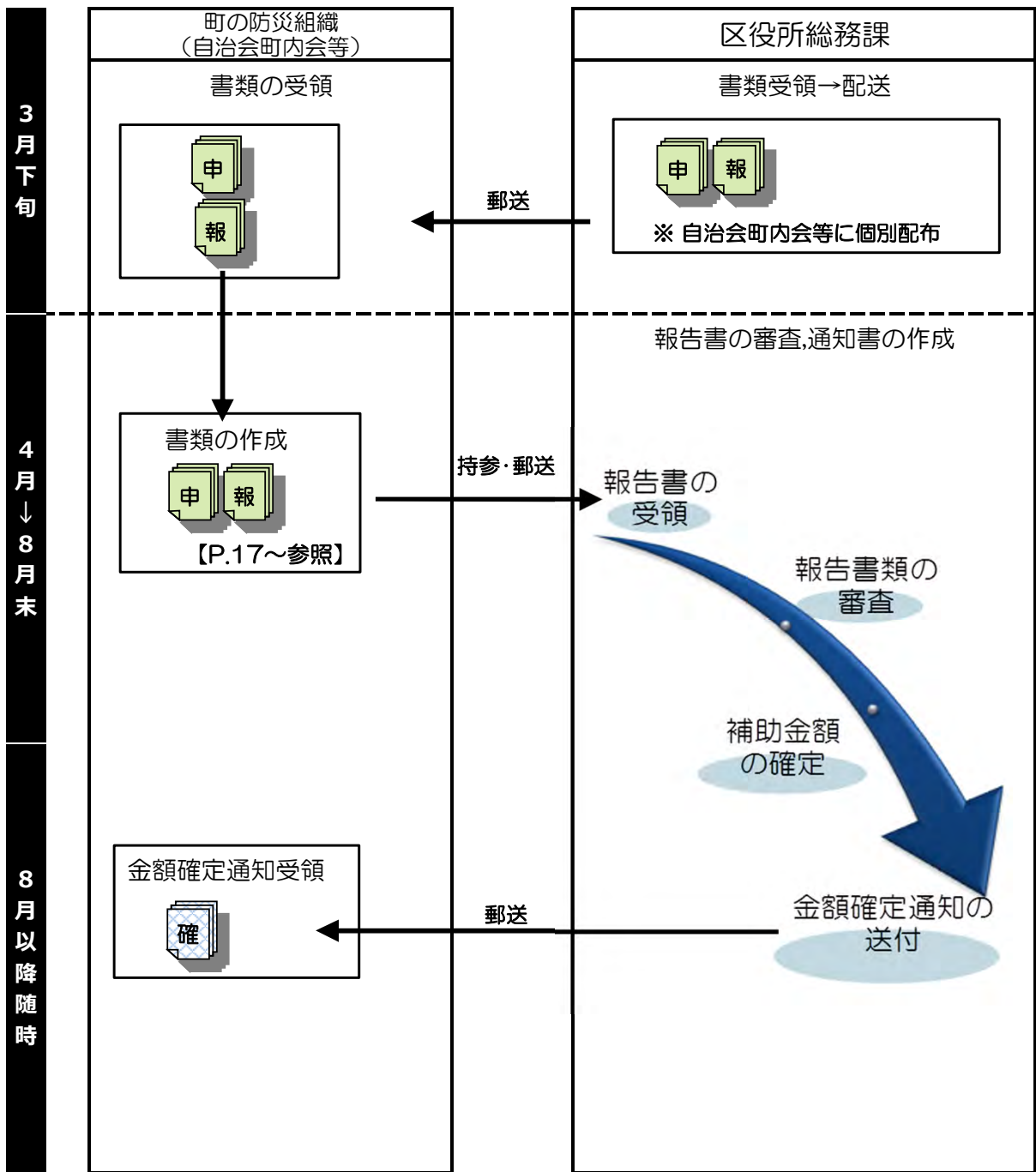
等

《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇ 用語説明
 ・「申」…申請書
 ・「報」…報告書
 ・「確」…金額確定通知




2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和8(2026)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第4号様式（町の防災組織活動費補助金実績報告書用紙）
（報告書用紙）
区長

団体名	港町自治会
所在地	〒231-0917 中区港町1-1ハイム港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	(871) 3156
E-MAIL	XXXXXXXX-XXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

当報告書（ ）年（ ）月（ ）日（ ）年（ ）月（ ）日（ ）日

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 必ずチェックをお願いします。

事業項目	活動内容（代表者印あり）	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 隣の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 単独防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）	50,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）	2,500 (円)																
食料・資材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水信詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルトおかい油</td> <td>300食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水信詰	50箱			トルトおかい油	300食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水信詰	50箱																	
トルトおかい油	300食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか？

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須です。必ずご確認ください。

(b) 支出合計金額		190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
150,000 円	190,000 円	<30,000 円

※ 使用された交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか？

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区 名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○△年3月31日		
○収入の部		
項 目	決算額	備 考
1 会費	1,269,000	250円 × 420 名簿 × 12ヵ月 [参考] 総会費料 12 ヶ月、総会費料 422名簿、会費免除会員(世帯) 次の人1組を1組として1組1名簿の金額を算定(2)です。
地域活動推進費	298,200	A 1700円 × 225名簿 426 世帯 (会費会員 + 総会会員) B 活動費(事務局・事業費) 1,544,840円 の3分の1 (10円未満の端切り)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160円 × 1,000 世帯

○支出の部	
項 目	決算額
1 会議費	80,000
2 事務費	68,000
3 人件費	80,000
4 会館(会場)借上料	0
5 会館光熱水費	160,000
6 会館修繕費	150,000
7 その他	70,000
事務費 小計 ①	588,000
1 環境事業費	100,000
2 安全、安心環境づくり事業費	129,840
3 社会教育事業費	120,000

ポイント

○報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 ○報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
 となります。

寄付金、税金等	21,000	○△年度 6,000円	○△年度 15,000円
会館使用料	30,000	30,000円	
団体交付金・謝金	60,350	30,000円	30,350円
利息・その他雑入	50	50円	
前年度からの繰入金	1,233,500	前年度繰入金 1,233,510円	
収入合計	2,141,364		

防犯灯維持管理費	26,400	防犯灯の電気代 19,000円	防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000円	
町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000円	防災資機材購入 127,500円	チラシ等作成費 2,500円
補助事業費 小計 ②	239,000			
1 会館建設・修繕立金	150,000	150,000円		
2 交際費	30,000	交際費 18,000円	資料交換金 12,000円	
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000円		
4 懇話会費	15,000	懇話会費 15,000円		
5 寄付金・募金	30,000	前年度募金 10,000円	募金 20,000円	
6 予備費	107,524	予備費 107,524円		
7 その他	0			
その他 小計 ③	357,524			
支出合計 (①+②+③)	2,141,364			

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円	防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000 円	
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円	防災資機材購入 127,500 円	チラシ等作成費 2,500 円
3				

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日、○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	子どもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日、子どもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日、夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日、防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

**⚠ 報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会

⚠ 収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円以上であるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 → 23,810	消費税5% → 1,190	
上記正に領収いたしました。 且 水代として		
取入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御水部部どべレッシュ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 → 57,142	消費税5% → 2,858	
上記正に領収いたしました。 且 缶詰・缶入り保存パン代として		
取入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△○-3 有限会社 横ばん 代表取締役 小島 浩郎	



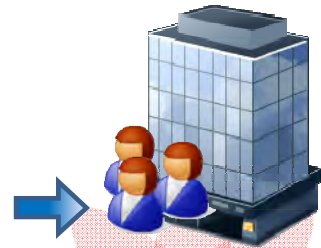
領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 → 35,714	消費税5% → 1,786	
上記正に領収いたしました。 且 ヘルメット代として		
取入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重玉 麗	

それぞれは10万円未満であるため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 → 116,066	消費税5% → 5,834	
上記正に領収いたしました。 且 水・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
取入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 西剛	



1件の金額が10万円以上であるため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、訂正箇所に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどようするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの3つを購入したら金額が10万円以上となった。領収書は必要か。

A
まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円以上となった場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円未満のものについても5年間は大切に保管することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510) 1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411) 7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320) 8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224) 8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341) 1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847) 8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334) 6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954) 6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750) 2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788) 7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540) 2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930) 2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978) 2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948) 2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866) 8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894) 8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800) 2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367) 5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

自治会町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和8年度瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、ご尽力を賜り篤く御礼申し上げます。

さて、瀬谷区では、自治会町内会及び地区連合自治会町内会で所有し維持管理する広報掲示板の整備費用の一部を補助する補助金制度を設けております。

つきましては、補助金を申請される場合は、次のとおり申請書類をご提出いただきますよう、お願いいたします。

1 補助金概要**(1) 補助対象**

瀬谷区内の自治会町内会及び地区連合自治会町内会が所有し維持管理する広報掲示板

(2) 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額
新設(建替え含む)	2分の1	6万円
修繕		3万5千円

2 提出書類 (申請の際には、区役所に事前にご相談ください)

- (1) 瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 工事費見積書 (写)
- (3) 掲示板設置場所の地図
- (4) 掲示板の現況写真 (新設の場合は現地の写真)
- (5) (新設の場合) 掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書、民地等の場合は土地使用承諾書

3 提出期限

令和8年6月30日 (火)

4 注意事項

- (1) 交付決定前に整備に着手してしまいますと、補助金交付ができませんのでご注意ください。
- (2) 申請団体数が多く、予算額を超過した場合には、見送らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 集合住宅等の管理組合が所有する掲示板は、補助対象外です。

担当：地域振興課地域活動係 鈴木 (正)・倉持
電話：367-5691 FAX：367-4423

瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市瀬谷区長

(申請者)
団体名 _____
代表者住所 _____
氏名 _____

町内会等で所有し維持管理する掲示板を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金要綱を遵守します。

1 事業名
瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業

2 事業費総額（工事費）
_____ 円

【事業費に対する財源】

瀬谷区自治会町内会掲示板整備補助金	円
自治会町内会負担	円
その他	円
合計	円

3 補助金交付申請額
_____ 円

4 設置（予定）場所
横浜市瀬谷区 _____

5 整備する内容
 掲示板の新設
 公道（道路占用許可書必要） 公道以外の民地等（土地使用承諾書必要）
 掲示板の建替え（設置場所が同一の場合）
 掲示板の修繕
 （具体的な修繕の内容： _____）

6 添付書類
・ 工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ずつの工事金額の見積書）
・ 掲示板設置場所の地図
・ 工事施工前の写真
・ 新設の場合
 掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書、民地等の場合は土地使用承諾書

地区連合町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

地域防犯自主活動に対する補助金について

瀬谷区では、区民の皆様の安全・安心に対する要望の高まりを受け、地域での自主的な防犯活動を支援するための補助金を交付しています。

今年度も引き続き、地域防犯自主活動に対する補助金をご利用いただき、地域の防犯対策に積極的にお取り組みいただきますよう、よろしくお願ひします。

1 補助対象団体

地区連合町内会

2 補助の内容

地域が自主的に行う防犯活動（例：防犯パトロール活動、地域防犯拠点への駐在等）

3 補助金額

1団体7万5千円（上限）

4 補助金手続きの内容

(1) 令和7年度実績報告関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書（様式6）
- ・ 補助金交付対象事業の収支決算書（様式7）
- ・ 領収書（写）全件

(2) 令和8年度補助申請関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書（様式1）
- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書（様式2）
- ・ 補助金交付対象事業の収支予算書（様式3）
- ・ 連合規約その他これに類するもの

5 提出期限

令和8年6月30日（火）

【お問合せ先】

瀬谷区地域振興課

TEL：367-5692

FAX：367-4423

様式 1

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

次の事業について瀬谷区地域防犯自主活動補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び瀬谷区地域防犯自主活動補助金を遵守します。

事業の名称	
事業内容	
交付申請額	円
交付申請理由	

※ この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

添付書類

- (1) 交付対象事業の計画書
- (2) 交付対象事業の収支予算書
- (3) 規約、約款その他これらに類する書類

様式 2

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書

団体名	
事業の趣旨・目的	
実施日時又は期間	
実施場所又は地域	
事業計画	

補助金交付対象事業の収支予算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

瀬谷区地域防犯自主活動補助金請求書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

請求金額 _____ 円

ただし、瀬谷区地域防犯自主活動補助金として
上記の金額を請求します。

補助金は、次の口座に振り込みをお願いいたします。

銀行		支店
口座番号		
口座名義	住所：	
	氏名：	

第 8 条 〈請求者と振込先名義人が異なる場合〉

補助金は、上記の口座に振り込みをお願いいたします。

請求者(代表者)氏名 _____ 印

(留意事項)

受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。
なお、請求行為を委任する場合は、任意の様式により委任状を提出してください（請求書の押印は省略できません）。

様式 6

瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

年 月 日瀬地振第 号で交付決定の通知を受けた瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業の名称	
補助金交付額	
補助金支出額	
実施日又は期間	
事業の実施内容	

※この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

1 添付書類

- (1) 収支決算書（様式7）
- (2) 領収書の写し

様式 7

補助金交付対象事業の収支決算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

自治会町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 8 年度「自治会町内会現況届」の提出について（依頼）

令和 8 年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

届出いただいた情報は、会長へのご連絡や資料・広報物の配送、加入世帯数の確認等のために使用します。昨年度と内容に変更がない場合でも必ずご提出ください。

1 提出書類

令和 8 年度自治会町内会現況届

※様式は、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP からダウンロードできます。

(URL <https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>)

2 提出期限

令和 8 年 4 月 6 日(月)

※総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、決定次第提出をお願いします。

期限後に提出された場合、4 月分配送便（区役所からの資料・チラシ等のお届け）の配送先変更やチラシ等の部数変更が反映できない場合がございますので、ご了承ください。

3 提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 自治会町内会ポータル ※4 月 1 日（水）9 時から運用開始予定
別途配付する ID・パスワードによりポータルにログインし、必要事項を入力してください。
- (2) Eメール
se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛てご提出ください。
- (3) 郵送
同封の返信用封筒にてご提出ください。

4 情報の取り扱いについて

届出いただいた情報は、瀬谷区自治会町内会名簿として整理し、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合、次の範囲で情報提供します。

- ・横浜市、国、県等の行政機関や関係機関からの問い合わせ
- ・区域内の公共工事の周知のために必要と認められる工事関係者からの問い合わせ
- ・自治会町内会への加入、ごみ集積場所の利用等に関する転入者や不動産会社等からの問い合わせ

担 当：瀬谷区地域振興課 鈴木・倉持

電 話：3 6 7 - 5 6 9 1

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 自治会町内会 現況届

整理番号

令和8年 月 日

横浜市瀬谷区長

(ふりがな)
自治会町内会名

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

会長	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒 瀬谷区		
	連絡先	電話：	FAX：	
		mail：	@	
	会長改選の有無（今回）	有 ・ 無	会長歴	[今年度を含む通算年数]
改選年月日	年 月 日	年		
※	加入世帯数	世帯	月会費 〔任意記入〕	円
	班数 〔チラシ必要部数〕	班〔部〕	掲示板数 〔ポスター必要部数〕	基〔部〕
	会館	名称： 所在地：瀬谷区		
	配送便	(いずれかに☑チェック) <input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 広報よこはま配布担当者宅 → 裏面「広報紙」欄に必要事項を記入 <input type="checkbox"/> その他 → 下記に必要事項を記入		
	区役所からの資料・チラシ等の送付先	氏名： 送付先住所：瀬谷区 電話：		

※ 加入世帯数は、地域活動推進費補助金の算出基礎数です。連合自治会へ報告する世帯数とも必ず一致させてください。

訂正する場合は、区役所及び連合自治会の双方にご連絡頂き、ずれが生じないようにしてください。会費免除会員や法人会員を含める場合は、規約等で会員区分について規定が必要です。

裏面あり

地区連合会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 8 年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

令和 8 年度地区連合会現況届について、ご提出をお願いいたします。

届出いただいた情報は、会長へのご連絡や加入世帯数の確認等のために使用します。昨年度と内容に変更がない場合でも必ずご提出ください。

1 提出書類

令和 8 年度地区連合会現況届

※様式は、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP からダウンロードできます。

(URL <https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>)

2 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日 (木) (4 月区連会定例会開催日)

※総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、決定次第提出をお願いします。

3 提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 自治会町内会ポータル ※4月1日(水) 9時から運用開始予定
別途配付する ID・パスワードによりポータルにログインし、必要事項を入力してください。
- (2) Eメール
se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛てご提出ください。
- (3) 郵送
同封の返信用封筒にてご提出ください。

4 世帯数の確認について

各单位自治会から区へ提出された現況届の世帯数について、4月7日(火)を目途に地区連合会長の皆様にお知らせします。各单位自治会から連合にご報告いただいている世帯数と比較し、相違ないかご確認いただいたうえで、地区連合会現況届のご提出をお願いします。

担 当：瀬谷区地域振興課 鈴木・倉持

電 話：3 6 7 - 5 6 9 1

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 地区連合会 現況届

整理番号

令和8年 月 日

横浜市瀬谷区長

(ふりがな)

地区連合会名

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

会長	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒 瀬谷区		
	連絡先	電話：	FAX：	
		mail：	@	
	会長改選の有無（今回）	有 ・ 無	会長歴	[今年度を含む通算年数]
改選年月日	年 月 日	年		
連合加入団体	団体数：	世帯数：		
加入団体	1	(世帯)	13	(世帯)
	2	(世帯)	14	(世帯)
	3	(世帯)	15	(世帯)
	4	(世帯)	16	(世帯)
	5	(世帯)	17	(世帯)
	6	(世帯)	18	(世帯)
	7	(世帯)	19	(世帯)
	8	(世帯)	20	(世帯)
	9	(世帯)	21	(世帯)
	10	(世帯)	22	(世帯)
	11	(世帯)	23	(世帯)
	12	(世帯)	24	(世帯)

裏面あり

副会長	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
会 計	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
住 所：瀬谷区	電 話：	

【問合先】

地域振興課地域活動係

電 話：367-5691 FAX：367-4423

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45)

令和8年度

昼ドキ♥イベント・せや

来て

毎月1回、地域で活躍しているグループが、日頃の成果を発表します。

観て

場所 瀬谷公会堂 講堂 (瀬谷区ニツ橋町190)※親子室でもご覧になれます。

時間 12:00～13:00 (7月のみ12:00～13:30) ※11:40開場

聴いて

4月24日 (金) 12:00～13:00

1組

日本民謡すいせい会

“心に響く
三味線の音と唄”



2組

いとゆなり
絃結響

“民謡の歌と合奏”



5月15日 (金) 12:00～13:00

1組

瀬谷区民踊協会

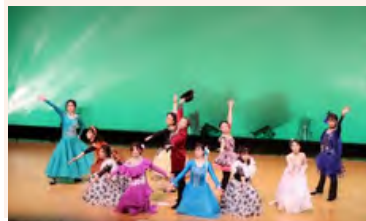
“日本民踊を楽しんで”



2組

ドルフィン・ラグーン・
ダンスアート

“大人のための
モダンバレエ”



6月19日 (金) 12:00～13:00

1組

メケアロハ

“ハワイアン音楽と
ダンス”



2組

カフェスマイル演奏隊
MUSIC-STYLE

“フルート&ピアノ演奏”



《併設イベント》

11:00～11:40 公会堂ホワイエ

★健康体操～身体をほぐそう～ (4月～7月)

協力：横浜市中屋敷地域ケアプラザ

★親子英語「Baby Hello!」 (4月)

★パラバルーン音遊びお話し会 (5月、7月)

by 子育て応援サークル「スタイルきつず」

★ベビーフォトスポット

～GREEN×EXPO 2027ver～ (6月)

by ハンドメイドサークルWATAGE

協力：瀬谷区地域子育て支援拠点「にこてらす」

7月17日 (金) 12:00～13:30

1組

瀬谷相撲甚句会

“相撲甚句”



2組

ウッチーズ

“クロマティックハーモニカ
&ピアノ演奏”



3組

クレッシェンド

“オカリナとギター”



主催

瀬谷区民活動センター

瀬谷区ニツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階

045-369-7081



※ イベントの内容は予告なく
変更となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

令和8年3月18日

自治会町内会長 様

瀬谷区防犯協会
会長 大柴 正清

県防犯協会機関紙「防犯かながわ第165号」の送付について

春暖の候、自治会町内会長様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域における防犯活動に積極的な御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県防犯協会連合会が発行している「防犯かながわ第165号」を貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきますので、地域の防犯活動等の参考としてください。

なお、回覧をご希望の自治会町内会につきましては、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

(担当) 瀬谷区防犯協会事務局 濱下

住所： 瀬谷区二ツ橋町213-1

瀬谷警察署 生活安全課内

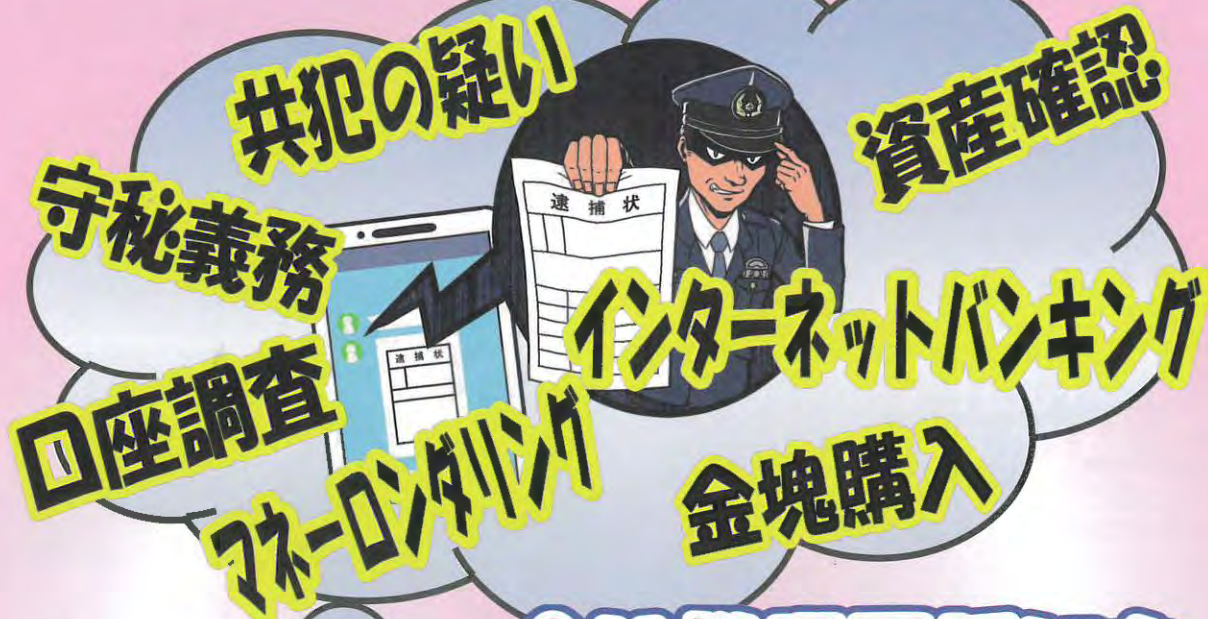
電話/FAX： 366-2110



防犯かながわ

横浜市中区山下町 75-6
警 親 会 館 3 F
神奈川県防犯協会連合会
電話 045(641)4344番
FAX 045(641)1655番

165号
2026年3月1日



**今は携帯電話にも
詐欺の電話が架かってくる
ニセ警察詐欺に
騙されない
20代~50代も狙われている**

特殊詐欺被害の発生状況 (令和7年中 暫定値)

認知件数 2,479件 (1日当たり約7件)

被害額 約135億4,100万円 (1日当たり約3,700万円)

みんなでとめよう!! 国際電話詐欺 #みんとめ



神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」



【ピーガルくん安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガルくん安全メール」の内容が見られます。

地図機能で不審者情報等の場所も確認することができます。

【痴漢撃退機能】

ちかんです
助けてください

画面をタップすると音声を鳴らします

スマートフォンの画面表示により、被害にあっていらっしゃる方が周りの人に助けを求めることができます。

また、周りの人が被害にあっていらっしゃる方に助けが必要か確認することもできます。

※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひったくり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上において確認することができます。

また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。

【防犯ブザー機能】

タップすると防犯ブザーが作動します
マナーモードでも音が出ますので、使用の際はご注意ください

防犯ブザー



音が出ます

位置を知らせて
助けを求めます

サイレント



音が出ません

位置を知らせて
助けを求めます

110番通報する
※画面タップしてください

画面上の操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。

また、110番通報ボタンにより、警察に通報することもできます。

アプリのダウンロードはこちらから! →



防犯ボランティアは、新たなステージへ



犯罪抑止対策室X

活動の紹介はこちら



フォロー
お願いします



リポート
お願いします

防犯情報をフォローで
受け取り、リポートで
広めよう



神奈川県警察

闇バイトは「犯罪実行者」の募集!

加担すれば人生の破滅

横浜ビー・コルセアーズ
安藤 誓哉 選手



こんなバイトに注意!

- #高収入 #即日払い
- #運ぶだけ #渡すだけ
- #ホワイト案件

甘い言葉であなたを誘い匿名性の高いアプリへ誘導して個人情報を送らせます。

迷わず警察に相談!



#9110

警察相談ダイヤル

闇バイトに応募して自分や家族に対する脅迫を受けても犯罪を犯す前に警察に相談してください。

横浜ビー・コルセアーズ
谷口 光貴 選手



横浜ビー・コルセアーズ
森井 健太 選手



闇バイトは犯罪 絶対に手を出さない

神奈川を
安全安心な街に



神奈川県警察 × 横浜ビー・コルセアーズ × 神奈川県

防犯コンシェルジュ制度 をご存知ですか？



防犯コンシェルジュ制度とは、防犯設備に関して高い知識を有する民間の方を、神奈川県警察が防犯コンシェルジュとして委嘱し、警察と連携・協力して、防犯カメラ設置などに関する相談や防犯診断等を行う制度です。

支援を希望される方は、お近くの警察署生活安全課までお問い合わせください。

神奈川県警察 防犯コンシェルジュ



支援事例

自治会・町内会等で防犯カメラの設置を検討する際の防犯診断の実施



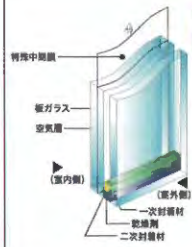
うう、カメラがあつて近づけない。

神奈川県内では、防犯カメラの設置補助などの防犯対策補助事業に取り組んでいる自治体があります。防犯カメラの導入に当たっては、こうした事業の活用についてもご検討ください。

CP 部品とは？



窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、**5分以上の侵入攻撃に耐えられた**建物部品についているマークです。



防犯ガラス CP部品の一部を紹介し

強靱な中間膜(特殊フィルム)が内部に密着されているため、通常のガラスに比べ破壊されにくくなっています。



防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

※CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。従って、侵入犯罪による部品の損害も同様に損害賠償の対象とはなりません。

出典：警察庁ウェブサイト(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme_b/b_d_1.html)

防犯性能の高い建物部品(PC部品)の活用を!

神奈川県警察

神奈川県警察官・事務職員 大募集

令和8年度警察職員採用案内パンフレット

名探偵コナンとのコラボパンフレットが完成!
最寄りの警察署で配付中!

箱根駅伝を走った白バイ隊員の兄×妹を特集!



35歳まで
社会人経験者
SPI3
採用情報

採用情報

PR Movie

問い合わせ先
神奈川県警察 採用センター
採用相談専用ダイヤル 0120-03-4145

オンラインゲームをきっかけに犯罪に まきこまれる事案が発生しています



ネットの先には、いろんな人がいます!!

一緒にプレイをしたりゲームで知り合った人とチャットをしたりしていると、仲間意識が芽生えてくるかもしれません。その仲間意識や信頼感を悪用してあなたを闇バイトの世界に引きずり込もうとする人や、性的な画像を送らせようとする人、わいせつな行為をしようとする人がいます。安易に個人情報を渡さない・アルバイト案件に興味を示さない、会いに行かないことが大切です。



神奈川県警察本部 少年育成課



? そのメールは**本物**ですか?

～メールのリンクに御注意を～



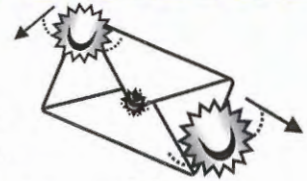
実際の金融機関名を騙ったフィッシングメールが急増中!



注意

CAUTION

- ・ 本人確認のお知らせ
- ・ 口座利用の継続意思確認
- ・ 多要素認証の登録について 等々...



上記のようなメールが来たら**要注意!!**



××銀行 <Phishing@●●●●.co.jp>

宛先：自分

【緊急】不正なアクセスを検知しました
 お客様の銀行口座(ネットバンキング)に、不正なアクセスを検知しました。
 ご本人様確認の為、至急、下記のリンクからお客様情報登録ページにアクセスし、暗証番号などの変更をお願いいたします。

[お客様情報登録ページはコチラ](#)

××銀行カスタマーセンター

実際に届くメールのサンプルです♪



**対策方法は
こちら!!**

**メールやSMSに記載された
URLをクリックしない**

**個人情報やID
パスワードを入力しない**

**内容の確認は、公式サイトや
公式アプリを利用する**

フィッシングについては**県警HP**もご確認ください

CHECK!!



https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7047.html



神奈川県警察 サイバーセキュリティ対策本部

「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募(締め切り6月末日)します。 ※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして...TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和7年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからもご健勝で御活躍ください。

- | | | |
|---------|---|-----------------|
| 下村 百合子様 | 現 | 藤沢防犯指導員連絡協議会副会長 |
| 田澤 祐信様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |
| 新倉 正昭様 | 元 | 金沢防犯協会副会長 |
| 守谷 政夫様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |

防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなでつくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は県内の防犯活動支援に活用されます。



■御支援いただいている皆様を御紹介します■(敬称略)

- | | | |
|-----------------|--------------------|--------------|
| ・宇佐美商事(株) | ・静岡中央銀行横浜支店 | ・橋本電気工事株式会社 |
| ・神奈川県遊技場協同組合 | ・菅谷由芳子 | ・マルワ工業(有) |
| ・神奈川都市交通(株) | ・逗子市防犯協会 | ・山下直樹 |
| ・(株)ホリデン | ・東京キリンビバレッジサービス(株) | ・読売センター瀬谷いずみ |
| ・(株)リビングプロシード | ・土志田建設(株) | ・読売センター長津田 |
| ・(株)ロジ・テックトーション | ・那賀都工業(株) | |
| ・菅野信康 | ・中野義一 | |

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へご連絡を! 045-641-4344

賛助会員(敬称略)

会員への参加をお待ちしております。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| I K S インベストメント株式会社 | 株式会社 ホリデン |
| 一般社団法人神奈川県警備業協会 | 公安警備保障株式会社 |
| 神奈川県金融機関防犯連絡会 | サンエス技研株式会社 |
| 神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会 | 神静明治牛乳販売事業協同組合 |
| 神奈川県自転車防犯協会 | スーパーD'ステーション上永谷店 |
| 神奈川県石油業協同組合 | スーパーD'ステーション座間店 |
| 神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会 | スーパーD'ステーション平塚駅前店 |
| 神奈川県タクシー防犯協会 | 東京ガス株式会社 |
| 神奈川県中古自動車販売商工組合 | 東京キリンビバレッジサービス株式会社 |
| 神奈川県福祉共済協同組合 | 中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター |
| 神奈川県防犯工業会 | 那賀都工業株式会社 |
| 神奈川県防犯セキュリティ協会 | 橋本電気工事株式会社 |
| 神奈川県遊技場協同組合 | 橋本ホールディングス株式会社 |
| 神奈川県理容生活衛生同業組合 | ふじみ式典株式会社 |
| 神奈川県福祉事業協会 | フラッツ加山 |
| 神奈川県流通福祉防犯協力会 | 松本徽章株式会社 |
| 株式会社 アピバ | 大和市電設協会 |
| 株式会社たいよう共済神奈川支店 | 有限会社港北冷機設備 |
| 株式会社ネ工チア | |

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 相川文五郎 | 上原由美子 | 小野沢良雄 | 近藤 千春 | 高木 正俊 | 淵 愛美 | 森 逸雄 |
| 石井 正禮 | 上山 敏明 | 笠原 勝利 | 齋藤 忠生 | 高橋 陽一 | 古屋 慶明 | 八木 克之 |
| 一戸 貞壽 | 浦野 一吉 | 金子 裕 | 佐藤 誠三 | 田中 稔 | 舞草 一 | 山上 寿美 |
| 稲垣 通孝 | 榎本 政幸 | 濃沼 誠 | 佐藤 龍樹 | 辻村 法隆 | 松下 智和 | 山地 友恵 |
| 井上 康久 | 大沢 弘光 | 小嶋由起子 | 佐藤 裕之 | 永井 好久 | ミスターTK | 山田 孝一 |
| 井上由起子 | 大野さつき | 小菅 陽子 | 柴 茂 | 長島 憲一 | ミスターYJ | |
| 岩澤 吉久 | 岡 道子 | 小玉 徹 | 澁谷 雅行 | 久枝 悠人 | 箕輪 裕治 | |
| 岩嶋 伸幸 | 小川喜久雄 | 小西 確 | 末吉 一夫 | 菱沼 和幸 | 本橋 孝 | |
| 上田 滋 | 尾崎 俊朗 | 小森 忠由 | 鈴木 博文 | | | |

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご入会のお願い

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。

その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先:(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費(入会金不要)・寄付金

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上
寄付金：随時受付

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。

区連会 3月説明資料
令和8年3月18日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区内
自治会・町内会 会長 様

瀬谷保護司会
会長 相原 健一

瀬谷保護司会会報「せや」第33号の配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の活動に格段のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では保護司の活動を区民の方々にも広くご理解いただくために、会報「せや」第33号を発行いたしました。

つきましては、地域の皆様にご一読いただけるよう班回覧を行いたく、お手数おかけいたしますが自治会・町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、部数の追加をご希望される場合はご連絡ください。必要部数をお送りいたします。

【瀬谷保護司会事務局】
(瀬谷区社会福祉協議会内)
担当：福永
瀬谷区二ツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階
TEL：045(361)2117
FAX：045(361)2328



保護司活動記

退任保護司 廣瀬 潔 ●●●●

平成19年12月、保護司を拝命されました。そして18年間、あっという間に過ぎ、今思うと何とか保護司を続けられたのは、保護観察所の方、保護司会の仲間、更生保護女性会の皆様方にささえられ連携し協力してくれたお陰で、そして家族と地域の助けと感謝しております。

保護司とは何をしているのか、十分に納得もせず地域の方々に推薦され受諾しましたが、当時は大変な役を引き受けてしまったなど戸惑いを感じました。また、私の家族からは、犯罪者が家に来るの、大丈夫なのと不安を与えてしまったのも事実です。

保護司の仕事のメインは、毎月2回、保護観察対象者との個人面接です。

私の担当した対象者は、ほとんどが10代の若者で、こんなに素直な若者がどうしてこんなことになったのかと、思うことが多かったです。

そんな中でも、特に印象に残っている出来事は、やはり初めて担当した対象者です。

保護司を拝命して5か月目、初めて担当したN君17歳でした。最初は母親同伴で自己紹介を、2回目は一人で来訪、これからしっかりとやっていこうねと次回の面接予定日を決めて別れました。そして3回目は面接時間に来ず、連絡もなく、仕方なく母親に連絡を取ると再犯をして補導された旨、返事がありました。

なんでまたと思い、ショックでした。N君は少年院送致となりました。

N君が施設に入所後、しばらくして私に手紙が届きました。その文面には自分の再犯のため、担当保護司に対し最悪の

結果になってしまったことへの謝罪の言葉があり、私は施設での規則を守り更生に全力をつくすよう返信しました。

その後N君より、再度手紙が届きました。そこには、施設内で進級した旨の報告があり、今まで以上に努力が求められていること、つらいことばかりの日々ですが、社会で待ってくださる人のため、絶対に投げやりにならないで頑張ります、との意気込みが書かれていました。そして、これから月に一度くらい、自分の近況や自分の課題を報告する旨の言葉がありました。

対象者が施設に入所した場合、保護司が入所している施設を訪ね対象者と面会することもできましたが、私は行きませんでした。

また、次の手紙では施設内の運動会で、自分のグループが最後の最後に逆転負けし悔しい思いをしたこと。

別の手紙ではサッカー大会で自分のいる寮が一致団結し「今回は」という気持ちで仲間と協力して優勝し、今までに経験したことのない感動した気持ちを得たことを伝えてきました。

また、私から将来の夢を持つようにとの問いには、僕には夢があります、電気工事士になることです。出院後、高校に通い資格取得の勉強をしたいとの返事がありました。

短期間の手紙の関係でしたが手紙が届くたびに、文面の内容が日々成長されている様子を伺えることができました。記憶に残る保護観察対象者の一人でした。

担当した対象者がその後、どうしているのやらふと思うことがあります。再犯せずに幸せな生活を送っていることと信じています。

最後に、被害者も加害者も生み出さない繋がりを、地域の人々が築き上げるように、今後も陰ながら応援努力したいと思います。

令和7年度受賞者 ●●●●

【第76回神奈川県更生保護大会】

●全国保護司連盟理事長表彰

青木 須摩子
廣瀬 潔

●関東地方更生保護委員会委員長表彰

相澤 史人
田嶋 健一

●神奈川県保護司会連合会会長表彰

石井 美華

【第73回横浜市更生保護大会】

●横浜市長感謝状

相澤 史人
田嶋 健一

●横浜市会議長感謝状

初山 恆春

●横浜市保護司会協議会会長表彰

石井 美華

瀬谷保護司会名簿

(令和7年10月1日現在) ●●●●

会 長 相原 健一 (阿久和北部)
副会長 宮本 千秋 (宮沢)
副会長 平本 ゆき子 (相沢)
理 事 桐生 優子 (阿久和南部)
理 事 青木 須摩子 (本郷)
理 事 鈴木 邦利 (瀬谷北部)
理 事 初山 恆春 (瀬谷第二)
理 事 菅野 廣章 (瀬谷第二)
理 事 仙田 郁雄 (瀬谷第二)
監 事 太田 和代 (細谷戸)

監 事 高橋 匡男 (瀬谷北部)
会 員 佐藤 良和 (本郷)
会 員 小俣 智子 (南瀬谷)
会 員 相澤 史人 (阿久和南部)
会 員 田嶋 健一 (相沢)
会 員 石井 美華 (瀬谷第二)
会 員 秋山 季己 (瀬谷第四)
会 員 舟木 佳子 (宮沢)
会 員 山口 友久 (三ツ境)
会 員 芝本 隆政 (瀬谷第二)

会 員 安田 忠信 (三ツ境)
会 員 廣川 雄一 (細谷戸)
会 員 古谷 晴彦 (阿久和南部)

退任保護司

会 員 廣瀬 潔 (宮沢)
会 員 原田 秀子 (阿久和北部)
会 員 横山 和夫 (三ツ境)
長い間、ありがとうございました。



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

瀬谷保護司会 会報

第33号

発行責任者：会長 相原 健一

編集者：広報部会

発行日：令和8年3月

事務局：横浜市瀬谷区社会福祉協議会内

横浜市瀬谷区二ツ橋町469

せやまる・ふれあい館2階

☎361-2117

「社会を明るくする運動」駅頭キャンペーン ●●●●

令和7年7月1日、午後4時から瀬谷駅北口駅前広場において、山岸瀬谷区長、高岩更生保護協会会長をはじめ、各連合自治会会長、更生保護女性会、保護司会等の参加による「第75回 社会を明るくする運動」の駅頭キャンペーンが行われました。このキャンペーンは、犯罪・非行の防止と立ち直りの支援について理解を深めていただくと共に、薬物乱用の防止を区民の皆様にご協力をお願いいたします。当日はまだ暑さの残る中、「内閣総理大臣からのメッセージ」を保護司会会長から更生保護協会会長へ伝達の後、

瀬谷駅北口・南口の駅前広場等において、たくさんの方に啓発物品を渡しなが、社会を明るくする運動への理解を呼びかけました。中には立ち止まって話を聞いてくださる方もいて、関心を持ってくださる人が増えていくとキャンペーンの開催意味もあります。また、多くの方々に更生保護や「社会を明るくする運動」について知っていただくきっかけになればと願っています。



社会内で見守るといふこと ●●●●

令和7年4月1日から瀬谷区を担当させていただいている戸田と申します。

瀬谷保護司会の皆様には、平素から更生保護の諸活動に対し格別のお力添えを賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

私は、少年院の教官として14年間働いておりましたが、令和5年6月から保護観察官として更生保護の一翼を担うことになりました。

保護観察とは、犯罪をした人や非行のある少年に対して、改善更生を図るために、社会内で、保護観察官または保護司が指導や支援をしていく制度で、社会内処遇と呼ばれます。これに対して、施設内処遇という言葉がありますが、こちらは、刑務所や少年院の中で改善更生を図る制度のことを指します。刑務所や少年院を出所した人が、そのまま保護観察に付されるケースも多いため、刑務所や少年院(矯正施設)と保護観察所が連携していくことが大切であると考えています。

保護司の皆様と協働して保護観察対象者の指導や支援を

横浜保護観察所 保護観察官 戸田 洋平

行っていますが、保護観察官として働いていて感じることは、保護観察対象者に社会生活を送らせながら保護観察に意識を向けさせることの難しさです。ですが、その難しさの中に、社会内処遇の意義や面白さが含まれているのだと思います。

例えば、対象者への指導や支援と一言に言っても、それらが本当の意味で対象者の心に響くタイミングというのは様々あると思います。対象者の心に響くのは、その瞬間かもしれないし、明日かもしれない。10日後、1か月後、半年、1年後かもしれない…。いつになるか分からないその「いつか」を信じ続けて、働き掛けをしたり見守ったりしていくことが社会内処遇の本質だと言えるのではないのでしょうか。

ちなみに、更生ではなく、よく更正という誤字を見かけますが、こちらは別の意味で使われる字ですので、お間違えないようにお願いします。「更生」とは、更に生きる、「更」+「生」=「甦」(よみがえ)る、と覚えていただければ幸いです。

今後とも、引き続きご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

瀬谷区内の犯罪と保護観察の状況 ●●●●

犯罪発生件数 (令和7年12月末暫定値)

殺人	強盗	傷害
0	0	13
侵入盗	不同意わいせつ	ひったくり
56	1	0
自動車盗	オートバイ盗	自転車盗
10	26	126
車上ねらい	万引き	特殊詐欺
18	104	34

保護観察件数 (令和7年12月31日現在)

種 類	件 数	保護観察の事由と対象者
1号観察	22	家庭裁判所から保護観察に付された少年
2号観察	5	少年院から仮退院を許され保護観察に付された少年
3号観察	2	刑務所等から仮釈放が許され保護観察に付された人
4号観察	9	裁判所から刑の執行を猶予され保護観察に付された人
合 計	38	
生活環境調整	27	刑務所などに収容されている人が仮釈放になった場合に備えて住居や就業先などの生活環境を整えること

第75回社会を明るくする運動・第30回瀬谷区中学生作文コンテスト

今年度は瀬谷区内中学生の皆さんから95作品の応募がありました。審査については瀬谷保護司会と瀬谷区更生保護女性会で構成された審査会が行いました。表彰作品は以下のとおりです。



入賞者には令和7年9月30日、瀬谷区民文化センター あじさいプラザで表彰式が行われました。

<募集テーマ>

「日常の家庭生活、学校生活のなかで体験したことを基に、犯罪・非行のない地域づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたこと」

特別賞

(敬称略)

- | | |
|---|---|
| ● 瀬谷区長賞
一言葉の責任—
横浜隼人中学校 1年 小野惺友那 | ● 瀬谷更生保護協会会長賞
—社会を明るくするために—
南瀬谷中学校 1年 仙田夢栞 |
| ● 瀬谷警察署長賞
—犯罪のない社会へ—
東野中学校 2年 伊藤鷲真 | ● 瀬谷保護司会会長賞
—非行を防ぐ、僕らを守る、夢—
横浜隼人中学校 1年 大小原統真 |
| ● 瀬谷区民生委員児童委員協議会会長賞
—部活の仲間との絆から犯罪減少に繋ぐ—
横浜隼人中学校 1年 中島祐和 | ● 瀬谷区更生保護女性会会長賞
—「犯罪加害者家族」という存在—
南瀬谷中学校 2年 菅沼莉愛 |
| ● 瀬谷区PTA連絡協議会会長賞
—コミュニケーションの小さな結び—
東野中学校 2年 木村帆花 | ● 瀬谷区社会福祉協議会会長賞
—希望をくれた仲間の存在—
横浜隼人中学校 1年 今泉琴梨 |

優秀賞

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 原中学校 | 東野中学校 |
| ● 社会からの罪と目 3年 五十嵐隆志 | ● 犯罪の原因をなくす 2年 土田哲平 |
| ● 挨拶をすることで 2年 坂入溜南 | ● 地球を守る義務 2年 田畑百恵 |
| 南瀬谷中学校 | 横浜隼人中学校 |
| ● 魔法の言葉 2年 百瀬真心 | ● つながりを大切に 1年 吉本芽生 |
| | ● あいさつ・コミュニケーション 1年 中島 理 |
| 下瀬谷中学校 | ● 感謝の言葉と思いやりの心 1年 岡部紗和 |
| ● 当たり前を決めつけない 2年 片野一花 | ● 挨拶で社会を変える 1年 村山心都莉 |
| ● 「思いやり」で変わる世界 2年 小林柚菜 | ● 大切な人を守るために私ができること 1年 永島椿季 |
| ● 挨拶は人を笑顔にする 2年 横溝心真姫 | ● 救いたいと思う気持ち 1年 金 冠成 |
| ● 「ふれあい広場」でつながる地域の輪 2年 石井結都奈 | ● 犯罪をする勿れ 1年 篠 陽菜香 |
| | ● 毎朝みかける笑顔のあいさつ 1年 遅野井 結 |

瀬谷区長賞 — 言葉の責任 —

横浜隼人中学校 1年 小野 惺友那

「ちょっと待って。」
現在では遠く離れた人と連絡を取り合ったり、知りたい情報をすぐに調べたり、趣味の世界を広げたりと私達の生活にスマートフォンは大切で必要なものです。しかしその一方で、ユーチューブ、ティックトック等とSNSの普及により、顔の見えない相手への悪口、つまり誹謗中傷が増えていきます。

小学四年生のある日の放課後の事は今でも覚えています。友達といつもの公園で遊んでいました。友達がスマートフォンを見つめ、何か文字を打っていました。私が、「何してるの?」と聞くと、人気ユーチューバーの動画のコメント欄に「つまらない。面白くない。」と打ち込んであり、送信ボタンを押そうとしていました。「ちょっと待って。先生から言われているよね。」と私は友達に言いました。なぜなら、学校で「相手が嫌な気持ちになるようなコメント等は絶対にしてはいけません。」と先生から教わっていた事を思い出したからです。友達もその事を思い出したのか、送信しようとしていた言葉を消しました。この出来事は、私にとってSNSの難しさと言葉の重みを意識するきっかけとなりました。そして、便利で生活を豊かにしてくれるスマートフォンですが、使い方を一つ間違えてしまうと人を傷つける凶器になってしまう事を学びました。

私たちの社会から犯罪や非行をなくしていくためには、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つことだと思います。もし、誰もが相手の立場になって考えられるのなら、SNSでの誹謗中傷はもちろん、人を傷つけるような犯罪や非行は減っていくのではないのでしょうか。理解しようという事を意識し、困っている人に寄りそう気持ちがあれば孤立してしまう人も少なくなるはずです。

では、犯罪や非行をしてしまった人が、再び同じことを繰り返さないためには何が必要でしょうか。それは、立ち直ろうとする本人の強い意志はもちろんのこと、周りからの温かい支えが必要だと思います。そして、誰かのために何かしたいという気持ちは生きる力になるはずです。例えば、地域の清掃活動に参加したり、災害で苦しんでいる人や国

へ募金や寄付をする等です。小さなことでも誰かの役に立つ経験は自分に自信が持てるようになり、社会復帰に繋がると思います。また、自分自身が経験したSNSでの出来事を他の人に伝えることも、一つの大切な行動だと考えています。軽い気持ちで書き込んだ一言が人を深く傷つける可能性があること、一度発信した言葉は簡単には取り消せないこと等を自分の反省を踏まえて言葉の責任について伝えていくことで、誹謗中傷を未然に防ぐことができるかもしれません。しかし、一度犯罪や非行をしてしまった人には社会から厳しい目を向けられてしまいます。特にSNS上では、一度悪いイメージが着いてしまうと、なかなかそのイメージが変わることがあまりなく、その事が更に孤立を作ってしまう、再び同じ事を繰り返してしまう可能性もあります。法務省のデータによると、令和四年に刑務所を出所した人のうち、再び罪を犯して刑務所に戻った人の割合は約四十八パーセントだそうです。この数字は、一度道を踏み外してしまった人が、再び社会の中で立ち直る事の難しさを示しているように感じます。

そんな中、私の父の知人に犯罪や非行をしてしまった人に仕事を与え、働いた分の給料をきちんと渡し、生活をサポートする取り組みをしているそうです。この話を聞いた時、「すごいな。」

と私は思いました。なぜなら、仕事を与えても犯罪や非行をする生活に戻ってしまったり、途中で逃げ出してしまうのではないかと考えたからです。ですが、このような温かい支援があれば犯罪や非行を犯してしまった人も自分の自信と社会との繋がりを取り戻し、再び犯罪や非行に手を染めてしまうことを防ぐことができるのではないのでしょうか。経済的な安定は彼らが自立し、更生していくための大きな力になるはずです。

私は日々の生活の中で相手の気持ちを考え思いやりの心を持ち、困っている人がいればそっと手を差し伸べ、相手に何か伝える時はその言葉が相手を傷つけないかどうかをよく考えてから責任を持って発言したり行動していきたいです。そして、犯罪や非行をしてしまった人達が、温かい社会の支えの中で安心して立ち直ることができるような、そんな地域社会の実現に向けて、自分に出来る事を続けていきたいと思っています。

上記瀬谷区長賞の作品が、合わせて行われました神奈川県「第75回社会を明るくする運動」作文コンテスト(中学生の部)において、神奈川県更生保護協会理事長賞も受賞されましたので合わせてご紹介します。おめでとうございます。

社会を明るくする運動・
神奈川県推進委員会表彰

● 神奈川県更生保護協会理事長賞

— 言葉の責任 — 横浜隼人中学校 1年 小野 惺友那

1年に1回は健診を受けましょう！ 誕生月にけんしんを受けよう

がんは早期発見・早期治療がカギです。
早期に治療をすることで死亡率が低下することが科学的に証明されています。

令和8年度横浜市がん検診

職場で検診の機会がない方が対象です。
横浜市けんしん専用ダイヤル または
横浜市 がん検診 **検索** と検索しましょう！

検診種別	対象	受診回数	費用
胃がん (内視鏡又は エックス線検査)	50歳以上	2年度に1回	2,500円
肺がん	40歳以上	1年度に1回	680円
大腸がん			無料
子宮頸がん (細胞診)	20~29歳、 61歳以上 (女性)	2年度に1回	1,360円
子宮頸がん (HPV検査)	30~60歳 (女性)	原則として 5年度に1回	2,000円
乳がん (マンモグラフィ)	40歳以上 (女性)	2年度に1回	680円
前立腺 がん	50歳以上 (男性)	1年度に1回	1,000円

※令和8年度予算議決によって確定します

特定健康診査・横浜市健康診査

40歳を過ぎたら、生活習慣病を見つけ生活改善につなげましょう。病気の早期発見のためにも、ぜひ受診しましょう。

あなたが入社している健康保険は？

●横浜市国民健康保険	
横浜市国民健康保険の「特定健康診査」が年度に1回受けられます。	
対象年齢	40~74歳
費用	無料
受診時に必要なもの	受診券・問診票(国民健康保険より送られます)、マイナ保険証又は資格確認書
●神奈川県後期高齢者医療制度	
横浜市健康診査が年度に1回受けられます。	
対象	神奈川県後期高齢者医療制度被保険者
費用	無料
受診時に必要なもの	マイナ保険証又は資格確認書
●その他(職場等)の健康保険	
ご加入の健康保険にお問い合わせください。	

お問い合わせ 横浜市けんしん専用ダイヤル

電話 045-664-2606 FAX 045-664-3851
受付時間 8時30分~17時15分(日曜・祝日・年末年始除く)

表彰受賞者 ~おめでとうございます~

保健活動推進員永年勤続表彰
《20年》上田 恭子(瀬谷第一)

保健活動推進員として、20年。当初は耳慣れない言葉に戸惑い、地区で定例会を開くにも悩みました。月日が流れ、たくさんの知識と仲間を得ました。ありがとうございました。

《10年》石野 次子(阿久和北部) 有園 正利(阿久和南部)
酒井 康存(三ツ境) 内山 則子(三ツ境)
小長井 博(三ツ境) 中嶋 幸江(瀬谷第一)
角下 伸枝(瀬谷第二) 新谷 富美代(瀬谷第二)
野中 恵美(瀬谷第四) 久保 智子(相沢)
川村 リエ子(相沢) 古滝 壽子(相沢)

令和7年度横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰
小長井 博(三ツ境) (敬称略)

よこはまウォーキングポイント

対象者 18歳以上の横浜市民

操作性やレイアウトを改善し、使いやすいアプリにリニューアル!

ウォーキングを通して、日常生活の中で気軽に楽しみながら健康づくりに取り組める事業です。

令和8年2月、幅広い世代が使いやすいよう、操作性やレイアウトを改善したアプリにリニューアルしました。

詳しくは

よこはまウォーキングポイント **検索**



瀬谷区保健活動推進委員会 広報部会 発行責任者: 安田 智子
相馬 弘子、篠原 良子、下田 一彦、内山 則子、奥津 恵子、齋藤 博之、池場 敏幸、大谷 久美子、大高 智美、平野 友加里、長谷川 裕香、渡辺 由香子、鈴木 紀子

編集・発行(発行日: 令和8年3月)

瀬谷区保健活動推進委員会(事務局: 瀬谷区役所福祉保健課内)
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

編集後記 今回の「げんま」で16号となります。

寒い冬も終わりつつありこれからは、散歩にもいい季節になります。外に出て昨夏のような猛暑に負けない体制作りをしましょう。

(阿久和北部地区 篠原 良子 記)

瀬谷区保健活動推進委員会だより

第16号



強い骨でずっと元気 ~骨の健康、今からコツコツ~

じつは、全国では女性の健康寿命が伸びていますが、横浜市では短くなっています。健康に暮らせる期間には「骨や腰、関節の痛み」が影響していることが分かっています。健康で長く過ごすために、今から自分の健康を大切にすることを始めてみましょう!

骨粗しょう症とは... 骨量が病的に減少して骨の中に小さな穴があいてもろく折れやすくなる病気。カルシウム不足や加齢、女性の場合は閉経などが原因と言われています。

骨を健康に保つための生活習慣ができていますかチェック!

- カルシウムを取っている ビタミンDを取っている こまめに体を動かしている
日光にあたっている たばこやアルコールを控えている やせていない(極端なダイエットをしていない)

必要なカルシウム摂取量 成人男性700mg~800mg/日 成人女性650mg/日

カルシウムを多く含む食品

牛乳・ヨーグルトなどの乳製品 豆類(豆腐や納豆)
海藻(わかめ・昆布・ひじき) 野菜(特に緑黄色野菜
小松菜・切り干し大根) 魚(骨ごと食べられるもの・
ししゃも/しらす/いわし丸干し/桜えび) など

ビタミンDを多く含む食品

きのこ類(干しいたけなど) たまご さけ など



つい同じ姿勢になっていませんか?

座りすぎやスマホやパソコン作業で同じ姿勢になっていませんか?
作業や仕事など日常の合間にストレッチや散歩・階段昇降などで体を動かしましょう



ストレッチ

日光を浴びましょう

日光浴をすることで体の中でビタミンDをつくるようになります。
適度に散歩などで外出をするなど意識してみましょう。



散歩

骨密度測定を受けた体験談

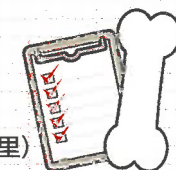
2年前、股関節の手術をし骨密度測定の結果、プラス20の年齢。
20才頃がピークで40代から低下するそうです。結果を受け私が生活で心掛けています。

カルシウム豊富な食品、ビタミンDを多く含む食品の摂取

適度な運動

日光浴

(瀬谷第四地区 平野 友加里)



令和7年度保健活動推進員委嘱式

今年度委嘱をされた保健活動推進員は149人(12月末現在)
2年間の活動、よろしくお願いたします!



せやマルシェ 健康チェック

GREEN×EXPO500日前イベントに合わせ健康チェック(握力測定・AGEs測定・滑舌測定)を実施しました。



主な活動紹介 ~あなたの地区で様々な活動を行っています~

**【保活】
保健活動推進員とは**

地域において住民の皆さんの健康づくりを支援する役割を担っています。
横浜市で約3,500人、瀬谷区で149人(令和7年12月現在)が保健活動推進員として活躍しています。

- 取組**
- ① **基礎活動**: 自分の健康づくりと家族への働きかけ
 - ② **基本活動**: 地域住民の健康づくり支援
 - ③ **発展活動**: 地域ぐるみで健康づくりを推進する仕組みづくり

①瀬谷北部地区

瀬谷北部地区保活は毎年地域ケアプラザとコラボし、健康診断、体力測定等を実施し、ほかに活動員がシニアクラブ等で健康講座等を実施しています。



②本郷地区

恒例の瀬谷八福神ウォーキング大会を実施しました。

併せて、レクリエーション大会、本郷まつりなど様々な地域のイベントにて、啓発・支援活動を行いました。

令和7年1月



令和7年10月



令和7年11月

瀬谷フェスティバルでの活動

とき: 令和7年10月19日(日)

会場: 瀬谷区役所・ニツ橋公園/瀬谷土木事務所/阿久和向原第二公園

今年は昨年度までと会場が異なる開催となりました!保健活動推進員のブースでは毎年大人気の握力測定に加えて血管硬化度測定・ロコモ度測定などの健康チェックを行い、たくさんの方にご参加いただけました!



⑦細谷戸地区

★【はつらつクラブ】
月4回 毎週月曜日 10時から
細谷戸第一集会所

★【ポッチャ】
月2回(第1・3木曜日) 10時から
細谷戸第一集会所



はつらつクラブ
「転倒予防体操・ストレッチ」

ポッチャ

⑧瀬谷第四地区

【骨盤リズム体操】
渡辺先生を迎え「骨盤は動きが命、女性の元気は骨盤から」3つのしすぎと骨盤リズム体操を学びました。



令和7年7月



③瀬谷第一地区

輝きフェスティバルで健診の啓発活動をし、レクリエーション大会で救護班として参加。「腸活」の健康講座も開催しました。



令和7年11月

④相沢地区

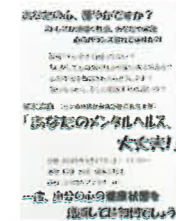
6月「梅雨時の養生整体」、10月「骨の役割や骨に欠かせない栄養素を知ろう」の講座で健康知識が深まりました。



瀬谷センターにて



⑨三ツ境地区



メンタルヘルスについて学ぶ講座を開き、心の不調への理解を深めました。

また地区レクでは検診受診を促す案内の配布をし、ウォーキングも行いました。



⑤瀬谷第二地区

里山ガーデンでウォーキングを行いました。お天気にも恵まれ、花と新緑でリフレッシュすることができました。



令和7年4月

⑥南瀬谷地区

「骨盤体操」先生の指導のもと骨盤の歪みや腰痛予防など様々なエクササイズを楽しく行いました。

恒例の連合夏まつりでは受付の手伝いと熱中症予防のチラシを配布しました。



オータムフェスタに保活ブースとして参加、健康測定を行いました。100人を超える参加で大盛況でした。

⑩宮沢地区

令和7年9月



⑫阿久和南部地区

【健康チェック】
阿久和地域ケアプラザにて、血管年齢測定など8項目の健康チェックを行い、34人の方が参加されました。



令和7年9月



瀬谷区青少年指導員連絡協議会

まちのこどもサポーター！ 瀬谷青指だより

青少年指導員（青指）は、こどもたちが楽しく安全に過ごせるようお手伝いする「まちのこどもサポーター」。自治会・町内会等の推薦に基づき市長と県知事から委嘱され、瀬谷区では130名以上の青指が活躍中。楽しみながら成長できる体験活動、安心安全な環境づくりのためのパトロールなど、あの手この手で地域のこどもたちを支えています。



今年もよろしくお祈りします！
瀬谷青指会長 菊地 勝也



気づいたら、瀬谷への愛が、芽生えてる。

第20回 1.25日 瀬谷かるた大会

青少年指導員が運営する、新春恒例の瀬谷かるた大会。記念すべき20回目の節目を迎えた今大会は、45チーム125名の小学生が参加しました。

チームみんなでハイタッチしたり、頭を抱えたり、中には悔しくて泣いてしまう子も…。応援のお父さんお母さんたちの熱気もすごく、親子で楽しんでもらえました。

優勝

1年生	4チーム 10名	瀬谷第二学童A (瀬谷第二)
2年生	5チーム 13名	瀬谷第二学童C (瀬谷第二)
3年生	10チーム 26名	瀬谷第二学童E (瀬谷第二)
4年生	6チーム 18名	瀬谷第二学童F (瀬谷第二)
5年生	10チーム 29名	ミスターパーカージュニア (上瀬谷)
6年生	10チーム 29名	最強！もあな！ (瀬谷)

準優勝

仲良し三人組 (原)
にこにこカルタチーム (瀬谷第二)
レインボーチーム (瀬谷第二)
MAH★三ツ境 (三ツ境)
チームステラ (三ツ境)
二つ橋ガールズ (二つ橋)

第3位

にじいろくまボール (上瀬谷)
瀬谷第二学童B (瀬谷第二)
瀬谷第二学童D (瀬谷第二)
リベンジ！さがみっ子！ (瀬谷)
レインボーガールズ (上瀬谷)
エーユーエム (三ツ境)

こどもたちのヒーローに！

全体研修会

6.21(土)

毎年テーマを決め、区の青指みんなで取り組む研修会。今年度は「昔遊びのスキル向上（こどもたちのヒーローに！）」と称して、瀬谷区青少年指導員協議会で保有している昔遊びなどの遊具の研修会を行いました。総勢46人の参加と大盛況でした。



みんなでコツを教え合って、皿回しをマスター！



先生は昔遊びの達人、菊地会長！



瀬谷フェスティバルの青指ブースで提供している遊具ですが、これまで自分たちが実際に遊んでみる機会がほとんどなかったため、コツをつかめないままということが多かったのではないのでしょうか。今回は周りを気にせずじっくりと遊ぶ時間が持て、コツのいる遊具などでもできる人から教わりながら、遊べるようになったと思います。

貸し出しもしていますので、ぜひ地域の遊び会などに活用してもらえればと思います。

10.19(日) 研修の成果を見せる！

瀬谷フェスティバル

今年度はGREEN×EXPO 2027準備のため、例年のはらっぱ（旧上瀬谷通信施設）ではなく3つの会場で分散開催。青指のブースは、阿久和向原第二公園となりました。

曇り空で小雨が降るあいにくの天気でしたが、会場が分散したにも関わらず、多くの親子連れが遊びに来てくれました。例年とは異なる場所だったため、これまで参加されたことのない地域の方々も多く来場され、青指の活動を新しく知っていただく良い機会になりました。

むずかしいからこそ、できたときはうれしいお！



みんな大好き、ビッグシャボン玉！



イベントではシャボン玉遊びが相変わらず大人気で、こどもたちは時間ぎりぎりまで夢中になっていました。ディアボロや皿回しは大人にも楽しんでいただき、大変好評でした。

天候には恵まれませんでした、大きな事故やトラブルもなく、多くの方々に楽しんでいただけた一日となりました。

来年も同様の開催方法になるかもしれませんが、今年以上に楽しめるイベントを企画したいと思います。

大きな旗を先頭に、
みんなで遠足へ！



本郷地区

本郷地区青指は現在8人で活動しており、連合自治会や大門小学校と連携して、様々な地域行事の運営に携わっています。

「ふれあい文化祭」は、毎年11月3日の文化の日
に日枝神社で行っています。各種地域団体の協力を
得て、金魚すくい、プラ板、フランクフルト、焼き
芋、菊花展、生活体力測定など様々な模擬店が揃い
ます。盛りだくさんの内容で例年多くの方が集まり、
無料配布のポップコーンをつまみながら、こどもを
中心とした地域の「ふれあい」の場となっています
ので、今後も続けていきたいと思っています。

青指の多くは現役で仕事をしているので、活動は
「無理なくできる範囲で楽しく」をモットーに頑
張っています。

おそろいのベストで出発！

全市一斉パトロール活動

7.19 土



青少年指導員は、毎年夏休みに入った最初の土曜日に全
市一斉で夜のパトロールを実施し、青少年の夜間外出を見
回る活動をしています。今年は7月19日に実施し、青少年が
集まりそうなコンビニ、公園などを見回り、夜間外出をし
ている子どもたちがいらないか、確認しました。

コロナ禍も終わり出歩く子どもたちも増えてきましたが、
帰宅を促し、素直に帰宅する青少年たちを見送ることで、
無事にパトロールを終えることができました。

瀬谷北部地区

瀬谷北部地区は、主に上瀬谷小学校でスポー
ツ推進委員のみなさんとともに活動しています。

4月にはこどもたち向けのスポーツ体験会を
開催し、8月には放課後キッズクラブのみんな
と昔遊びで楽しい時間を過ごしました。毎年12
月には、瀬谷支援学校の交流フェスティバルで
シャボン玉の実演・指導をしています。

今後もこどもたちとコミュニケーションをと
りながら、みんなが安心して過ごせる環境づく
りに努めていきます。

地区活動紹介



本郷地区の
主なイベント

5月 たこあげ (大門小)

6月 紙ひこう機大会 (連合自治会)

10月 レク大会 (連合自治会)

11月 ふれあい文化祭 (連合自治会)

11月 大門まつり (大門小)

11.16 自分で炊いたご飯は旨い!

瀬谷っ子探検隊2025

秋晴れの中、小学3~6年生57名が参加し、「こども自然公園」で飯盒炊爨（はんごうすいさん）を体験しました。

仲間と一緒に薪を割り、火を起こし、いざ炊飯！本当にこれでご飯が炊けるのかな？といった表情でかまどを見つめます。



秋の自然に囲まれて、みんなでごはん作り。



かまどに張りついてごはんを見守るぞ！

炊き上がってふたを開けると、おいしそうなご飯が見えて一安心。芯が残ってしまった班もありましたが、みんなでおしくいただきました。

食後はデザート焼きマッシュマロと昔遊びを楽しみ、笑顔での帰宅となりました。

令和7年度表彰

神奈川県青少年育成活動推進者表彰

武市 正宏 宮沢

横浜市青少年指導員永年勤続者顕彰

30年

田中 恵子 瀬谷第四 石川 和男 瀬谷第二
向井 裕子 瀬谷第四

20年

長田 誠 瀬谷第二 南條 隆一 瀬谷第二
福田 哲也 瀬谷第四 小吹 信子 瀬谷第四
岩淵 栄一 相沢

10年

佐々木 俊弥 ミツ境 宮地 賢一 瀬谷第二
田中 将盛 瀬谷第一 加藤 純通 瀬谷第四
市岡 善男 本郷 高橋 和秀 瀬谷第四
谷川 義正 本郷 岡田 伸太郎 南瀬谷
市口 良彦 瀬谷北部 小松 高志 相沢
國安 康幸 瀬谷第二

編集後記



初めての野外炊飯、瀬谷フェスも初めての分散開催と、今年の青指活動は新しいことに挑戦した年になりました。瀬谷かるた大会も第20回記念大会という節目を迎え、新しいメンバーとともに次のステージへと進んでいくと思います。地区の活動も活気が戻り、新調した昔遊び道具も引っ張りだこです。

青指だよりも昨年から大きく様変わりしました。これからもより楽しい紙面づくりに取り組みたいと思います。

企画編集委員長 高萩 俊行（瀬谷第四）

制作 瀬谷区青少年指導員連絡協議会
企画編集委員会
事務局 瀬谷区地域振興課
発行日 令和8年3月1日
TEL 367-5695 FAX 367-4423



横浜市からのお知らせ



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027